

政策資料

No.317 《復刊212号》
1993年2月1日

巻頭言 新盛辰雄 1

〈特集〉

I 1993年度予算編成について

○1993年度予算編成に臨む基本方針	2
○党首会談に当たっての提案	14
○1993年度税制改正について（談話）	16
○1993年度政府予算大蔵原案について (談話)	17
○1993年度政府予算案について	18
・地方財政対策・農林水産関係・運輸 省関係	20

II 環日本海圏における開発と 環境について

— 環日本海社会党フォーラム金沢 — 26

〈資料〉

○石綿製品の規制等に関する法律案要 綱（案）	46
○精神保健法見直しに関する申し入れ	48
○精神保健法改正に関する申し入れ	49
○コメ市場開放阻止に関する申し入れ	51
○自民党の地価税廃止の策動に強く抗 議する	52
○戦後補償問題の解決に向けた予算拡 充に関する申し入れ	53
○プルトニウムと核燃料サイクルに関 する政策	54
○エステ・学習塾等をめぐる消費者ト ラブル防止のための立法提案につい て	56

政策の焦点

「政治改革」関連成立事項	58
☆1992年度総目次一覧表	61

地方自治法第九九条第一項によ

る「海の日」制定の意見書が、二

五〇余ヶ所の地方議会から總理大臣に提出され、更に全国的な運動に盛り上がりつつある。

四面を海で囲まれ、海によって生きてきた我が国にとって、海洋環境の保全とその健全な、多面的開発・利用は、重要な国家的・國

わった海。

海を利用して、長距離、大量輸

送に適した船舶で、世界中から原材料を輸入し、加工貿易立国として経済成長を果たしてきた我が国である。さらに近年の科学技術の進歩によって、海上輸送、水産・鉱物資源・エネルギー、空間利用など海の可能性は飛躍的に広がり

でありきわめて意義深いと思う。

私は衆議院予算委員会で、「海

の日」問題で度々、政府の見解を

求めた経緯がある。

日本国民が美しい風習を育てつ

つ、よりよき社会、より豊かな生

活を築き上げるために、国民がござって祝い、感謝し、または記念する日と定めた「文化の日」など、

「健康ハートの日」、八月一五日「平和の日」、一二月九日「障害者の日」等々があり、国民世論の動向を慎重に見極めてゆきたい、というのが今日までの見解である。

「海の日」制定は賛成だが、

「七月二〇日」としたのは、明治の昔、明治天皇が東北・北海道の巡幸の帰途、青森・函館を経て横浜についた日となつており、戦前の昭和一六年次官会議で決められ、現在まで五十数回の海の日記念行事となつていて意味が無いという意見もある。それでは何日が良いのか。

「海の日」制定の考察

新 盛 辰 雄

政策審議会副会長

言頭 卷



民的課題として「海の日」を国民の祝日にすることは不可能ではない。

「みどりの日」があるなら「海の日」もあっていいと思う。

海は人類にとって欠くことの出来ない文化遺産でもある。地球上に生命を生み、それを育んできた

海。文明の架け橋となり、壮大な今日の文明社会を築くことにかか

無限に近い。

そして、地球環境問題への海の

役割も実に大きい。地球上の七割

を占める海は、人類にとってかけ

がえのない重要な環境資源であり、

海洋国家日本が、世界に先駆けて、

国民の祝日「海の日」を制定し、

国民全員が海への理解を深めるこ

とは、国際社会の一員として大切

年十三日の祭日は、「国民の祝日にに関する法律」による。

新 盛 辰 雄
政策審議会副会長

実際に、現在の祝祭日は六月・七月・八月の間の夏場はない。現に「海の日・海の祭典」記念行事が七月二〇日に行われている。

いずれにしても、祭日増加はそれに加えて、現在強く要望されている祝日要求は、五月一日「メーデー」、六月第一土曜日「家庭の日」、七月二〇日「海の日」、三月三日「婦人の日」、八月六日・九日の「人類総ザンゲの日」（反原爆の日）、八月一〇日

（衆議院議員・しんもりたつお）

特集

I 一九九三年度予算編成について

一九九二・一二・一六

一九九三年度予算編成に

臨む基本方針

日本社会党
シャドーキャビネット委員会

I. 「生活」成長戦略の作成

いま日本経済は大きな転換に直面している。この一〇年間の異常なバブル経済を総括して、新たな政策目標を立てなければならない。ものはや古い、在来型のカードをいくら切っても経済は改善されない。新しい構造に対応する新しいカードを用意しなければならない。財政面においても、深刻な財政環境のもとで厳しい当面対応に追われるのではなく、今後の財政目標を鮮明にして中期の展望ある政策展

開をする以外に将来は開けない。バブル経済は政府の政策展開自体の責任であり、その政策に便乗して大きな利益を求めて勤労国民を犠牲にした者の責任があり、またこれに関連してスキャンダルを起こした政治家の責任がある。

わが国に求められているのは、公平、平和そして改革というキーワードを軸としたグランドデザインを如何に描くかである。そして、その方向は生活重視の経済成長であり国際的経済・財政を含めて生活者型の構造を目標

としなければならない。このことは前川レポート以来長い期間にわたって表向きには政府の政策に掲げられてきたが事態は進行していない。それどころか政府は一方では「生活大国五カ年計画」を具体的なプログラムなきままに決定している。いま必要なのは生活者重視と経済活性化を結合した政策展開を具体化することである。

財政については中期的にやや積極型の計画を立てることである。現在の「生活大国五カ年計画」もいまのままでは絵に画いた餅ではない。事業別のそれぞれの中期計画の総合ビジョン、トータル目標として具体的に推進しなければならないし、それを担保するため財政面においては中期でバランスする政策体系を平成五年度予算編成の中で構想しなければ展望はない。また歳入にかかる税制政策等についても、新たな税制全体構造をどうするのかという観点から作業を開始するときにきており、財政事情を理由に所得減税も拒否し、結果として負担のみが高まっている構造を容認してはならない。

歳出面においては、硬直した予算配分の元凶となっているシーリング方式を見直し、政策の優先順位を決定し、重点的に配分する分野と抑制・消滅する分野を明確化し歳出面の構造調整を行う。特に、財政投融資で行うことのできる項目については漸次、一般財源から財投へ振りかえることとする。また、道路整備に関しては一般財源の充当を抑制・削減し、特定財源の使途も拡大すべきである。さらに、歳入・歳出については景気循環を念頭において中期でバランスをとることとし、當年度において剩余金が発生しても基本的にはその全額をその年度において費消せず、公債等償還財源に充当させるべきである。

II. 九三年度予算編成の四つの基本方針

(1) 政治腐敗防止・政治改革の推進

ロッキード・リクルート汚職に続く、共和疑惑、佐川疑惑によって国民の政治不信は頂点に達しており、経済・社会に多大な悪影響を与えていている。

疑惑は徹底的に解明され、また疑惑をもつてている政治家は自ら国民に対し解明と説明、そして事実関係が明らかな場合は議員辞職等その責任を明らかにしなければならない。同時に、政治腐敗防止策の確立のため、佐川疑惑の解明と併せて企業団体献金の禁止や

連座制強化など腐敗防止の確立を推進する。また、地方選挙制度の改善、公営選挙の拡大と政党活動への公的助成制度創設を追求する。

政治改革は議会制民主主義の活性化が不可欠であり、審議権の保障、議員相互の議論・討論、審議のプロセスの公開など国会改革を推進するとともに、選挙制度改革を進める。

さらに、国民の政治への直接参加の拡大の中で民主主義の発展を進める。そのため、分

選挙権の一八歳以上への拡大、日常的な選択・発議権の拡充、情報公開制度の確立などを求めしていく。

(2) 確かな軍縮の推進と国際協力

平和と軍縮推進は日本の世界に果たす使命ともいえる。九二年度予算審議において野党四党は軍縮の推進、大綱及び中期防の見直しなどについて初めて合意し、政府に要求した。

九三年度にあってはこの合意をも踏まえ、防衛費の九三年度予算は前年度比マイナスとし、正面装備及び定員の計画的な削減など本格的な軍縮計画への着手を目指す。

また、超党派・国民に開かれた「自衛隊改革委員会」の設置による自衛隊の縮減・改革作業の開始、平和憲法遵守の精神を踏まえ、今日における防衛政策の改革、平和保障政策の確立を含めたわが国の安全保障政策の理念・枠組み等を国民的議論と合意のもとに形成

するための「安全保障基本法」（仮称）制定の検討を進める。

さらに、平和憲法の規定を尊重した自衛隊とは別組織によるPKO協力のための法の抜本改正の追求、軍縮、環境保全と一体となるODA改革、アジアにおける信頼醸成措置創設、国連改革、戦後補償など世界の友人たる外交・防衛政策の推進を図る。

(3) 福祉と環境を重点とした生活者経済の確立

成長優先、バブル再来の経済をゆとりと豊さ、生活者優先の経済、福祉と環境型経済へ転換する。

公共投資は、福祉・環境・住宅・排水・廃棄物リサイクル・文教・水と緑と土壤保全などを中心に改める。そのため、一般会計、特別会計制度の運用の改善や補助金制度の抜本改革などを進める。

大都市や過疎地における公共交通の充実、移動の自由の保障、情報通信の拡充などとともに、労働時間短縮や女性・高齢者の社会参加拡大、地域介護システムの確立、福祉マンパワー確保、学校五日制対策、エイズ・難病対策の充実、人権擁護と差別解消などソフト面の対策の拡充を図る。

環境保全においては、基本法制定をはじめ、国内政策及び地球規模の環境保全への貢献を追求する。

(4) 地方分権と地域振興

権限の地方移譲の推進、中央権限排除のための「地方分権推進法」制定など分権の徹底を図る。国庫負担制度の充実を前提に補助金の大膽な一般財源化を追求する。地方財政計画・地方交付税は地方団体の意見を踏まえ、その充実を図り、地方交付税制度の改悪、特例減額等は実施しない。

地域の再建のため、農林漁業、地場中小企業の振興を図るとともに、森林の保全と育成のための財政制度の確立を進める。

地域格差是正と国土の均衡利用を推進し、東京の生活環境の改善を図るため、首都移転計画を策定する。

III. 公平・公正な税制の推進

(1) 所得減税二兆円の実施

景気対策として個人消費需要の喚起が求められていることと、物価調整としての意味合いという両面から所得税減税を考える時期になっている。特に、減税を低所得層の底上げと社会的安定性の確保に焦点をあてて実施すれば、国内の市場構造をより懐の深いものとしそう。現下の財政状況と景気動向を勘案すれば、減税は給与所得控除の引上げを中心とすることが妥当と考える。したがって、負担の公平を推進するため、所得税については給

与所得控除と基礎控除をそれぞれ一〇万円引き上げることとする。同じ住民税も減税する。ものである。

復活は宮沢流「生活大国」を夢物語とさせるものである。

(3) 財政の考え方

財源については、地価税率の予定通りの引き上げと、こうした税制改正によるほか、防衛費を約二〇〇〇億円削減し前年度比の伸び率

〇億円、合計二兆円の減税を実施する。

同時に、消費税については、緊急是正措置として飲食料品の非課税化を九三年一〇月一日から実施する。このことによる減税規模は、初年度二五〇〇億円、平年度一兆円となる。

(2) 不公平税制の是正

不公平税制の是正として、法人課税を強化することとし、交際費課税の強化、使途不明金に対する重課税、賞与引当金の段階的廃止、退職給与引当金の段階的圧縮、租税特別措置の整理合理化を図る。このことによる增收額は四八〇〇億円と見積もられる。

同時に、納税者番号制を前提とした総合課税の体制整備を行うとともに、有価証券大口取引に対する課税強化を図る。

また、政府税制調査会で検討されている、酒税、たばこ税、揮発油税については大衆課税の色彩が強く、現在の経済が低迷しているときには行うべきではない。

特に、バブルが崩壊したとはいえ、いまだ地価はバブル部分を含んでおり、適正価格の水準とはなっていない。地価の一層の引き下げが望まれているなかで、リ・バブルの引き後さらに精査する。

IV. 九三年度予算の重点施策の概要
(各論)

また、歳入は、租税及び印紙収入の見込額は約六〇兆三〇〇〇億円程度、税外収入については、約三兆三一〇〇億円程度と見込み、前年度譲与金が生じた場合は全額を国债整理基金に繰り入れることとするが、いずれも今後さらに精査する。

(1) 過渡期の安全保障政策の確立

一九九三年度を自衛隊の抜本的再編・軍縮の「準備年」と位置付け、同年度中に軍縮時代にふさわしい安全保障計画を策定することとして、防衛予算の前年度以下への抑制をめざす。

現行の中期防衛力整備計画は、新時代に対応したものといえず、したがって同計画に基づく防衛力整備を抜本的に見直すとともに、「防衛計画の大綱」に代わる新しい安全保障政策を早急にまとめる。この策定作業と並行して、九三年度においては、陸海空自衛隊の定員ならびに新規採用を最大限に抑制し、これに伴って師団等の統廃合・規模縮小・装備の削減を行う。

また、新規正面装備についても、「領域防衛」にふさわしくない兵器・訓練（F一五、イージス艦、リムパック演習など）の発注・実施を中止するだけでなく、不要不急の関係費用（P一三〇、九〇式戦車などの調達、FSXなどの研究開発、情報通信機能の整備など）も大幅に切り込む。

さらに、カンボジア和平の現状と憲法の精神に鑑み、カンボジアPKOへの自衛隊派遣を中止することとし、これに要する費用を予算計上しない。AWACS購入についても三年度予算に計上しない

撤去をめざし、当面、在日米軍駐留経費の増額を行わない。

（計約△二〇〇億円の減額）

(2) 戰争の反省と平和への誓いに基づく戦後補償と平和政策

第二次対戦での日本軍国主義の犠牲者に対する誠実な補償を行うために、国会において侵略戦争に対する謝罪決議を採択するとともに、アジア諸国の旧日本軍軍人・軍属、従軍慰安婦、BC級戦犯などに関する調査等も行い、残留朝鮮人・韓国人の親族再会、帰国への助成強化に取り組む。また、明治以降のが国の侵略行為に対しても記述した教科書の調査等にも取り組み、各國が共有・理解しあえる正確な分析、記述をめざし交流を進める。

アジア太平洋地域における平和政策については、地域的な安全保障協力會議の設置をめざし、外相會議の定期開催をはじめ官民の交流を推進し、そのための人員・運営等に必要な資金を計上する。また環日本海構想の促進に向け、豆満江開発を中心として必要な資金協力をを行う。

被爆者援護法を早期に制定するとともに、平和祈念事業特別基金法に基づく事業として実施されている書状及び銀杯の贈呈については、その対象者を内地・外地、軍人・軍属を問わず、在職一年以上の者とし、年齢制限を撤廃するとともに遺族を対象に含めるものとする。

る。

また、戦傷者戦没者遺族等援護法等の国籍条項撤廃に向けた調査、取り組みを進める。

（計約△一九一億円の増額）

(3) ODAの改革実現

軍事拡大によって近隣諸国に脅威を与え、また武器輸出入をしている国へのODAの供与は、平和を希求する日本国民からすれば納得のいくものではない。援助の実施にあたって政府の「ODA四指針」を一步進め、武器移転の管理に止まらず、地域的な緊張を高める軍拡および武器輸出入国に対しては援助を抑制する方向で臨み（ネガティブ・アプローチ）、軍縮を進めまた武器輸出入をしない国には援助を拡大する方向で臨む（ポジティブ・アプローチ）。そのための具体的基準の策定を促進する。また、野党共同で策定を進めてきた「国際協力基本法」（ODA基本法）を制定する。ODAの贈与率を引き上げ、とくにLLDC（後発開発途上国）に対する無償援助を強化する。さらに、非政府組織（NGO）援助団体への事業補助を倍増する。

開発途上国への公害防止・除去技術の提供、環境保全のための資金援助を拡充、強化する。

（計約一六〇億円の増額）

（4）非軍事・文民・民生の国際協力隊の創設
自衛隊を国連平和維持活動および国際災害救助に使用する現在のPKO法を改め、非軍

事・文民・民生の原則に基づき、人道的な国際救援活動、国際平和協力業務、国際緊急援助業務を行うための国際協力隊を創設することとし、自衛隊の削減分も含めて人員・器材等の整備・振り替えを行うとともに、必要な経費を計上する。

(約二一〇億円の増額)

(5) 国連への協力の強化と改革の推進

国連の任務が拡大しているにもかかわらず財政状態が逼迫している現状に鑑み、国連の機能強化を目的として、必要な資金援助を行う。国際司法裁判所援助のための基金創設、国連女性開発基金の増額、平和保障基金の創設などで、積極的な財政貢献を行う。

(計約一三億円の増額)

二 福祉・高齢者対策の推進

(1) 児童扶養手当等の給付要件の改善

児童扶養手当、老齢厚生年金・退職共済年金および障害基礎年金の子ども加算給付並びに遺族基礎年金等の支給要件に関して現行、「一八歳まで」を「高校卒業時（一八歳に達した後の最初の三月）まで」に延長する。

(約九〇億円の増額)

(2) 高齢者介護対策

現在の「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」（ゴールドプラン）の諸事業を九六年度までに前倒し執行するとともに、二〇万人ホーム

ヘルパー、一万個所の老人訪問看護ステーション、小学校区毎のデイケアセンター、ショートステイの増床、ケアハウスの拡充整備、リハビリ体制の整備・給食サービスの拡充、老人福祉施設の「個室化」の促進等々を含む九九年度を最終年度とする新ゴールドプランを策定する。これらの事業に係る国庫補助率のかさ上げ措置を講じる。

老人訪問看護事業の対象年齢を四〇歳以上に引き下げるとともに（現行七〇歳以上と六五歳以上の寝たまり）、この事業に伴う運営および施設整備に国の助成を行う。

安く利用しやすい介護機器を開発するため情報、開発技術等に対する国の援助を積極的に行うと同時に、利用者に対して安価な利用料金で貸与する道を開く。（国庫補助率をかさ上げし二分の一を四分の三）、

(約一九〇億円の増額)

(3) エイズ対策

早期発見のため保健所および国公立病院において無料の匿名検査を推進するとともに検査に必要な要因等の整備を緊急に行う。また、カウンセラーの研修養成を強化し、順次全保健所に配置するなどカウンセリング体制を充実する。

感染経路など国民がエイズに関して正しい知識をもつような一大キャンペーンを展開する。

血液製剤によってエイズに感染された血友病患者に対する国としての補償制度を早急に確立する。

(約一〇億円の増額)

(4) 年金制度の充実

被用者年金財政調整法の見直しに当たっては鉄道年金に対するJRおよび国の責任をまず明確にする。

現行の年金加入日である一九七〇年一月一日を一九五四年五月一日に遡及するなどの措置を講じ、沖縄と本土との年金格差の解消に努める。

難民条約に加入した一九八二年一月一日時点で二〇歳を超えていたために障害基礎年金を受給できていない在日外国人に救済措置をとる。

寒冷地における年金受給者の暖房費負担の軽減を目的にした「寒冷地福祉手当」支給のための法整備を図る。

(計約四二億円の増額)

(5) 生活環境改善対策

「石綿製品の規制等に関する法律案」（アスベスト規制法案）を制定し、肺癌、悪性中皮腫、じん肺などの健康障害の原因となるアスベストを規制する。

河川や海・湖などの水質汚染を防ぐための生活排水処理施設設置のための国庫補助率の引上げを図る。

(約四七億円の増額)

三、ゆとりある労働の創出

(1) 労働時間の短縮等

「年間総実労働時間一八〇〇時間」の実現をめざし、「サービス残業」をなくすための特別監督指導措置を講じる。

(2) 育児休業法の円滑な施行と介護休業制度の推進

(計約〇・一億円の増額)

(5) 高齢者・障害者雇用の推進

六〇歳未満定年制及び中高年齢者に対する年齢を理由とする雇入れ制限を禁止するため、高齢者雇用安定法を改正・施行する。

(8) 行政体制等の整備

(約六・六億円の増額)

育児休業期間中の所得保障制度の確立に向けて研究会を設置し、諸外国の制度の調査を含め、そのあり方の検討を行う。老親の介護のため三ヶ月以上の休業を認め休業制度導入奨励金制度と同様の制度を設ける（九三年一月から実施）。

介護休業制度の法制化に向けて研究会を設置し、国内外の介護休業制度の調査と法制化のあり方の検討を行う。

(約〇・六億円の増額)

(3) パートタイム労働者の待遇の改善

パートタイム労働者に対する差別的待遇を禁止し、必要な保護措置を講じるための「パートタイム労働法（仮称）」を制定・施行する。

(約七・三億円の増額)

(4) 雇用の分野における男女平等の推進

労災被災者に対し迅速な救済がなされるよう、労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会委員の増員等の審査体制の充実を図る。

労使代表を含む学識経験者による専門家会議を設置し、男女の均等取扱いの現状に関する調査やこれに基づき法的整備を含め男女均等取扱いの実現のために必要な施策の提言をしてもらう（法改正は九四年度）。

(約一・八億円の増額)
公的機関（労働省所管は中央職業能力開発協会＝外国人基礎技能研修生受入れ事業）による外国人研修の拡充を図る（受入れ数を現行六〇〇名から一〇〇〇名とする）。

(7) 外国人労働者問題への適切な対応

(約一・八億円の増額)
公的機関（労働省所管は中央職業能力開発

協会＝外国人基礎技能研修生受入れ事業）による外国人研修の拡充を図る（受入れ数を現行六〇〇名から一〇〇〇名とする）。

(8) 行政体制等の整備

(約六・六億円の増額)

労働基準監督官等労働基準監督署職員、公共職業安定所職員、都道府県婦人少年至職員、中央労働委員会審査官、労働保険審査官はじめ、労働行政の推進に必要な職員の確保を図る。

(約三一・三億円の増額)

四、人権擁護・差別解消

(1) 女性の権利確立

政府の「婦人問題企画推進本部」に法的根拠・権限を措置し、女性の社会参加・地位向上等に取り組む。また、母性の社会的保護の強化や夫婦別姓の選択制等の実現をめざす。

(計約二億円の増額)

(6) いのちと健康を守る対策の推進及び災害補償制度の拡充

医学者等への委託研究報告に基づき、労働災害認定のあり方の見直しについて検討を行

(2) ポスト障害者年

心身障害者対策基本法及び精神保健法の改

正に取り組み、障害者が主体的に生きていくための諸権利を確立する。「国連障害者の一

〇年」で積み残されてきた課題の進展を図り、安定期に在留権を保障する。
ボストン国際障害者年としての「アジア・太平洋障害者の一〇年」の諸事業に積極的に取り組む。

(約一億円の増額)

(3) こともの権利条約と国内法整備

こともの権利条約の早期批准とそれとともに、う国内法の整備を促進するとともに、子どもの権利条約に基づく学校における子どもの人権の回復を急ぐ。

(計約二億円の増額)

(4) 「部落解放基本法」、「アイヌ新法」の制定

等
人種差別撤廃条約を早期に批准し、総合的な差別撤廃行政を推進するとともに、「部落解放基本法」を制定し、国・地方公共団体が人権思想の普及高揚を図り、部落問題の解決に努めるべき責務を定める。

人種差別撤廃条約を早期に批准し、総合的な差別撤廃行政を推進するとともに、「部落解放基本法」を制定し、国・地方公共団体が人権思想の普及高揚を図り、部落問題の解決に努めるべき責務を定める。

(3) 住民の交通条件の向上

補助要件の緩和、補助単価の引上げ、国・地方自治体の負担率緩和等により、過疎地の設施推進等により、引き続き居住できるよう対策を進める。また、公共住宅においても率先して高齢者用住宅の供給に努める。

これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、事業対象地域並びに同様の社会的・文化的理由を持って存在している他の地域について、全国規模の調査を実施するとともに、同和対策事業として十分な予算措置を講じる。

(約二三九億円の増額)
(約二億円の増額)

8

(2) 生活環境改善・向上

国民生活の安全性向上を図るため、特に大都市周辺の人口急増地における中小河川の水質扶助事業に対する補助金の増額を図る。

(計約五一億円の増額)

(3) 中小市町村における下水道整備促進のための改修を重点的に進める。

五、ゆたかな生活環境づくり
(1) ゆとりある住生活の実現

大都市における中堅勤労者の居住条件の改善のため、公共賃貸住宅、特に借り上げ公共賃貸住宅である地域特別賃貸住宅の供給拡大(現行一万戸から二万戸へ)を進める。

公団住宅の建て替えに当たっては、高齢者等

の、小規模公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽等の組合せによる地価下水道化のモデル事業費(各都道府県一ヶ所)、及び小規模処理プラント等の研究開発を進める。

(約五五億円の増額)

モビリティ・ハンディキャップ(移動における制約)の克服をめざし移動の自由を確保するための鉄道施設等整備事業費を新設する。

モビリティ・ハンディキャップ(移動における制約)の克服をめざし移動の自由を確保するための鉄道施設等整備事業費を新設する。

(4) 国会等移転調査費

一極集中を排除して地域格差のは正と均衡ある国土の発展を図り、東京の生活環境の改善を図るために、国会等の移転をめざして具体化のための検討を進める。

「アイヌ新法」の立法化措置、外国人登録法の抜本改正、「国際先住民年」などに積極的に取り組むとともに、在日朝鮮・韓国人等

(約二三〇六億円の増額)

地化しないので安い等の不利益を受けている。

この解決には、現指定地のみでも一〇〇年を要し、その間、その居住者に不便をかけることはできない。史跡指定から短期間に買収をする必要があり、そのための促進費を計上する。

ユネスコ国内委員会運営費の拡充のためユ

ネスコ文書が容易に入手できるように、国内委員会で配布された文書等を一般に頒布する経費を計上する。また国内委員会の広報費も計上する。

(約一〇〇億円の増額)

八、経済構造の転換と中小企業対策

(1) 活力ある中小企業のための対策推進

中小企業基本法を改正し、業種、規模別の総合的な政策体系化を図り、開業支援、労働力確保のため労働環境改善、省力化投資や環境対応投資の促進、総合的な物流対策、下請取引適正化等を進める。また、深刻な景気状態に鑑み、中小企業に対する公的資金の支援枠と額を広げる。

魅力ある地域経済のために中小企業集積の支援、伝統的産業の振興に努める。

(計約一〇億円の増額)

(2) 消費者保護の充実

製造物責任法の制定、継続的役務取引問題のための法的整備を図るとともに、消費者に

開かれた欠陥製品情報システム、被害救済システムを整備する。

国民生活センターの機能の大幅拡大、安全な製品の開発・普及、生活協同組合の振興等をさらに促進する。

(計約二億円の増額)

(3) エネルギー対策の推進

持続発展可能な環境保全型社会を築くため、化石エネルギーの比重を低下させ、安心で安定したエネルギー供給のベストミックスを追求する。そのため、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの開発、導入を促進する。

地域におけるエネルギーの有効利用を進め

るため、コジエネレーション、地域冷暖房、太陽光発電等の本格的普及を図るとともに、地方公営水力発電の電力会社への売電料金の引き上げや新規設置への補助を拡大する。

(計約二億円の増額)

九、情報通信の充実

(1) 情報通信の利用機会均等化を促進するための支援制度の整備

身体障害者や高齢者を含め「誰もが、どこでも、等しく」情報通信を利用でき、またその利便性が各々のハンディキャップ克服に寄与する情報通信システムの研究・開発・改善に取り組む。

特に、公衆ファクシミリの増設、文字、字行う。

幕、手話放送の普及、行政書簡の点字化・音声化など、ハンディキャップを持つ方々の生

活、社会参加に寄与するサービスネットワー
クの整備のための基金を創設する。

(計約三〇億円の増額)

(2) 国際協力の促進

C I S、カンボジアを含め電気通信、電波放送、通信の各分野において技術、人材、ノウハウ、資金面から積極的に国際協力を促進する。

特に、アジア、太平洋、環日本海地域のネットワークづくりに取り組む。

(約五億円の増額)

(3) 地球環境保全対策

電波を利用してオゾン層の保護、地球環境計測などの技術開発と、国際的なネットワークづくりに取り組む。

(計約一〇億円の増額)

一〇、農林水産業の振興

(1) 農業再建

食糧の安全保障を確保する観点からコメ等の例外なき関税化を行わず、乳製品やでん粉等の輸入制限を堅持する。

今日の上意下達の縦割り農政を転換し、地域の自主的策定による「地域農業振興計画」の実効性を確保するため、国が財政的支援を

中山間地域等の農業の活性化を図るため、直接的所得補償を柱とする。特別制度を創設する。

農業後継者の確保をはかるため研修から就農、設備資金、規模拡大資金等の総合的な助成制度を確立する。

(約六六〇億円の増額)

(2) 林業活性化対策

民有林・国有林一元管理の流域管理システムの実効性を確保するため森林整備（投資五カ年）計画の充実を図る。

流域管理システムを実効あるものとするため、機械の導入、労働力確保のための助成制度を確立する。

国有林野事業対策への一般会計繰り入れの増額を図るとともに、累積債務対策については、別途財源措置を講じる。

(約六〇億円の増額)

(3) 漁業の振興

漁業生産基盤の整備と漁村地域の活性化を図ることとに資源調査、資源管理関連施設の整備等を総合的に推進し、沿岸漁場環境の整備を図る。

漁協の経営基盤を強化するため、事業種類・規模の拡大、合併・信用事業の統合等を促進する。

わが国漁業に対する厳しい国際環境に対処し、遠洋漁業を安定的に維持するため国際化

に対応した漁業を推進し、水産動物の保護と環境対策を積極的に推進する。

遠洋漁業に対する助成措置を設け、海洋環境調査機能を付与すること。また、来年京都市において開催されるIWC（国際捕鯨委員会）年次総会を成功させる。

国際規制の強化及び地域環境面からの規制の強化によりやむを得ず減船せざるを得ない漁業者、漁船乗組員に対し補償措置を講じる。

「減船補償制度」を確立する。

(約六〇億円の増額)

一一・自治・分権の推進と地方行財政の一充実

(1) 地方分権推進法の制定

自治・分権を推進するため、「地方分権推進法」を制定し、地方分権推進委員会の設置、地方分権推進計画の作成を行う。そして自治体の自主性を強化するため、国と地方の役割分担の見直し、税財源配分の見直し、交付税制度の改革、自治体への権限移譲、機関委任事務の整理合理化、自主的な連合行政の推進・条例制定権の強化、住民投票制度の創設・

情報公開の推進など地方自治体制の長期的な計画及び具体的な施策に伴う行政需要を勘案し、地方の意見を反映させ地方の必要な財政需要について的確に計上し、より地方の実情に即したものとし、そのために必要な財政措置を行ふものとする。具体的には以下の重点施策を柱とする。

環境保全費の充実、森林の公益的機能・山

地方団体固有の共有財源である地方交付税について、現下の経済状況にかんがみ交付税原資である法人税等の大幅な落ち込みが懸念されるが、自治体にとって必要な財政需要を充足するために、九三年度地方財政運営に必要な交付税額の確保を図るよう総額確保を追求するとともに、その内容の充実強化を図る。なお、交付税の特例減額、交付税率の引き下げ等の交付税制度の改悪は行わない。

税収動向等から場合によっては附則三条に基づく特例措置（加算）を求めることがある。

(3) 景気対策

景気対策については、分権・調和型社会への転換を展望し、分権・住民生活密着・人間尊重を基本とした単独事業の拡大、住民税減税などを柱とする。なお自治体の景気対策の実施に当たっては、将来における地方財政の硬直化を避けるよう十分かつ適切な財政措置を講じる。

(4) 地方財政計画の充実

地方財政計画については、地方自治体の中長期的な計画及び具体的な施策に伴う行政需要を勘案し、地方の意見を反映させ地方の必要な財政需要について的確に計上し、より地方の実情に即したものとし、そのために必要な財政措置を行ふものとする。具体的には以下の重点施策を柱とする。

(2) 九三年度地方交付税の税率堅持と総額確保

93年度財政事情の概略(試算)

(単位:億円)

	92年度 (補正後)	93年度政府試算 (A)	93年度社党案 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
(歳入)					(1) 税収
税収	625,040 (576,310)	613,000	602,700	△10,300	92年度税収見込 名目成長率 弹性値(実質成長率3.25) 580,000 × (5.00 × 1.1) = 611,900
税外収入	22,174 (25,201)	22,000	33,060	11,060	地価税の税率変更(0.2%→0.3%) 2,500 消費税の飲食料品の非課税10月1日実施 △2,500
N T T	2,166	2,000	2,000	0	所得稅減税 △14,000
公債金	(2,166)	72,800	80,000	360	租税特別措置の見直し 1,000 交際費課税強化・使途不明金重課税 500
(前年度剰余金)	(95,360)	(15,860)	80,360	360	賞与引当金の段階的削止 2,800 退職給与引当金の段階的圧縮 <u>500</u>
合計	722,180 (714,897)	717,000	718,120	1,120	(2) 税外収入は、92年度補正並み25,200+日銀納付金等増分1,000+ 地方交付税賃金運用部借入6,860=33,060 (3) 公債金の増分360億円は建設国債増分
(歳出)					(1) 国債費
国債費	164,473 (151,818)	168,000	134,300	△33,700	国債発行の利子減額分5,900+JT株壳却益2,800+承繼債務の繰延7,000 +国債整理基金への定率繰入一部停止18,000=33,700を△計上
地方交付税	157,719 (142,036)	160,000	163,600	3,600	(2) 地方交付税内訳 国税一定割合156,380+法定加算3,294+特例加算3,926=163,600
N T T 等	13,000	13,000	0	0	この内法定加算分と特例加算分は資金運用部から借入れ
一般歳出	(13,000) (408,043)	386,988 407,000	360 407,360	360	(3) 一般歳出 ペア追加分1,500と一般歳出増分3,392を計上 不要不急経費の削減3,000+零細営業的補助金の一般財源化1,500 =合計4,500を△計上
合計	722,180 (714,897)	748,000	718,260	△29,740	(注) JT株は66万株を総資産からの1株当たり40万円としその1.2倍を見込んだ
要調整額		31,000			

93年度予算の重点施策の概要

主査：吉田 稔一 3月9日 2億円

1. 外交防衛・国際協力等の基本施策

(1) 通商相の安全保障政策の確立

(2) 戦争の反省と平和への誓いに基づく最後相貸と平和政策

(3) ODAの改革実現(計約160億円の増額)

(4) 非軍事・文民・民生の国際協力隊の創設(約210億円の増額)

(5) 國連への協力の強化と改革の推進(計約13億円の増額)

2. 税金・高齢者対策の推進

(1) 児童扶養手当等の給付条件の改善(約90億円の増額)

(2) 高齢者介護対策(国庫補助率をかさ上げ(1/2×3/4)約1900億円の増額)

(3) エイズ対策(約10億円の増額)

(4) 年金制度の充実(計約42億円の増額)

(5) 生活環境改善対策(約47億円の増額)

3. ゆとりある労働の創出

(1) 労働時間の短縮(計約0.1億円の増額)

(2) 買児休業法の円滑な施行と介護休業制度の確立(約0.6億円の増額)

(3) パートタイム労働者の待遇の改善(約0.3億円の増額)

(4) 職用の分野における男女平等の推進(約0.1億円の増額)

(5) 高齢者雇用の推進(約0.3億円の増額)

(6) 障害者雇用の推進(約0.3億円の増額)

(7) いのちと健康を守る対策の推進及び災害補償制度の充実

(約1.8億円の増額)

(8) 外国人労働者問題への適切な対応(約6.6億円の増額)

(9) 行政体制改革の整備(約32.3億円の増額)

4. 人権尊重・差別解消

(1) 女性の権利確立(計約2億円の増額)

(2) ポスト障害者年(約1億円の増額)

(3) こどもの権利条約と国内法整備(計約2億円の増額)

(4) 「部落解放基本法」、アイヌ新法の制定等(計約52億円の増額)

5. ゆだなかな生活環境づくり

(1) ゆだなかな生活環境の実現(計約306億円の増額)

- (2) 生活環境改善・向上(計約5億円の増額、全般取組)
- (3) 住民の交通安全の向上(計約139億円の増額)
- (4) 國会等移転開設費(約2億円の増額)

6. 環境基本政策の確立と法体系の整備

(1) 地球環境保全基本法の制定(約90億円の増額)

(2) 環境影響評価制度の確立(約1億円の増額)

(3) 公害防止技術等の研究開発の充実(約22億円の増額)

(4) 野生生物の保護(約20億円の増額)

(5) 環境教育の充実(約3億円の増額)

7. 文化・教育の充実

(1) 初等中等教育の充実(約200億円の増額)

(2) 高等教育改修(約590億円の増額)

(3) 科学研究費補助金(約15億円の増額)

(4) 文化・スポーツ・生涯学習(計約200億円の増額)

(5) ユースコ国内委員会運営費の充実(約0.1億円の増額)

8. 経済構造の転換と中小企業支援

(1) 活力ある中小企業のための対策推進(計約10億円の増額)

(2) 消費者保護の充実(計約2億円の増額)

(3) エネルギー対策の推進(計約2億円の増額)

9. 情報通信の充実

(1) 情報通信の利用機会均等化を促進するための支援制度の整備(計約30億円の増額)

(2) 国際協力の促進(約5億円の増額)

(3) 地球環境保全対策(計約10億円の増額)

10. 緑林水産業の振興

(1) 林業再建(計約600億円の増額)

(2) 林業活性化対策(計約600億円の増額)

(3) 渔業の振興(計約40億円の増額)

11. その他の

計約60億円の増額

立法機能の強化等(計約60億円の増額)

村振興・人口定住の観点からの林道整備・森林公有化・担い手対策など森林対策の推進、地域農業の振興、高齢化社会に対応した地域福祉基金の積み増しなど地域福祉の充実、会福施設整備のための経費の拡充、自主的地域づくりの推進、地域文化の振興、自治体の国際化の支援、公営企業の財政基盤の充実、国保事業の改善、地方単独事業の豊富化など。

一九九二・一二・一二

補助負担金について国庫補助負担制度の充実を図り、超過負担を解消するとともに、補助制度の整理・統合を推進し零細な奨励的補助金については一般財源化を図る。なお補助負担率の簡素化等の見直しにあたっては、地方政府負担増とならないようにする。義務教育国庫負担制度の堅持、公立保育所人件費の地方転嫁阻止に全力をあげる。

一二 その他

立法機能の拡充等

国会の立法調査機能を高めるため、法律・調査職員等の拡充、予算の充実及び、公設秘書の増員等を図る。
(計約六〇億円の増額)

党首会談に当たつての提案

わが国は政治、経済などすべての面で歴史的ともいうべき転換期を迎えていました。八〇年代後半の長期にわたった異常なバブル経済の崩壊に伴い日本経済は、深刻な景気停滞局面に立ち至っており、今こそ、バブル経済を総括して、新たな政策目標を立てなければならぬ時です。また、ロッキード・リクルート・共和・佐川事件など政治腐敗を一掃し、清潔な政治を実現して政治への信頼を回復することは緊急の課題です。こうした状況を踏まえわが党は、以下の提案を致します。

一 一九九三年度予算編成に関する提案

などに象徴されています。

一九九三年度予算編成に当たっては、公正、平和そして改革を柱として、中期的展望に立つて財政計画を立てる必要があります。とくに重要なのは、生活重視の施策を担保するた

めの財政政策の確立であり、中期的に均衡をめざす政策体系を一九九三年度予算編成の中で構想し具体化しなければなりません。また税制政策等についても、財政事情を理由に所得減税を回避し、結果として負担のみが高まるという構造を転換する必要があります。

この点からみて、各省庁に内示された予算大蔵原案は不充分なものと言わなければなりません。それは、①公平・公正な税制に反する場当たり的な措置が拡大されるとともに、所得減税が見送られたこと、②防衛費の増加傾向に歯止めがかけられていないこと、③景気対策の基軸としての公共事業も既得権益にそった従来の配分方式を踏襲していること、

したがって、政府・自民党においては、特に次に掲げる諸事項を積極的に受け入れ、大蔵原案を抜本的に見直して政府予算案を決定するよう提案します。



(公平・公正な税制の確立)

第一に、二兆円規模の所得減税を実施し、消費税の緊急是正措置として飲食料品の非課税化を実施することとし、引当金等の改廃を図るなど不公平税制を是正し、地価上昇につながる居住用財産の買い換え特例の復活の撤回などをすること。

(防衛費の削減と国際協力の推進)

第二に、防衛費を対前年度比マイナスまで削減するため、AWACSなど不要な兵器の購入・開発の中止などを実施するとともに、非軍事・文民・民生の国際協力隊を創設しカンボジアPKOへの自衛隊派遣を中止すること。また、「ODA四指針」の改善、「国際開発協力基本法」の制定、開発途上国への環境保全のための資金・技術援助の拡充・強化などを進め、国連への協力の強化と改革の推進、戦争の反省と平和への誓いに基づく戦後補償と平和政策の確立を図ること。

(福祉・人権政策の拡充)

第三に、児童扶養手当等の給付要件の改善、ゴールドプランの諸事業の前倒し執行、老人訪問看護事業の対象年齢の四〇歳以上への引き下げ、エイズ対策の推進、沖縄と本土との年金格差の解消、ハンディキャップを持つ方の社会参加に寄与するサービスネットワークの整備のための基金の創設など社会保障政策等を拡充すること。また、労働時間の短縮、

育児休業法の円滑な施行と介護休業制度の推進、パートタイム労働者の待遇の改善、高齢者・障害者雇用の推進、女性の社会参加の促進、子どもの権利条約の早期批准と国内法整備「部落解放基本法」やアイヌ新法の制定等に積極的に取り組むこと。

(生活環境の整備)

第四に、文化と教育関連施策の充実、ゆりある住生活の実現に向けた借上げ公共賃貸住宅である地域特別賃貸住宅の供給拡大、

地域下水道化のモデル事業等の推進、住民の交通条件の向上を図るとともに、「地球環境保全基本法」の制定、環境影響評価制度の確立、公害防止技術等の研究開発の充実、野生生物の保護、環境教育の充実などを進め、生活と環境に関連した諸施策を拡充すること。

(消費者保護策の拡充と農林水産業等の振興)

第五に、「地方分権推進法」の制定、継続的役務取引問題のための法的整備の推進など消費者保護施策を拡充し、活力ある中小企業のための対策を推進すること。また、農業再建策を拡充し、国有林野事業対策への一般会計からの繰り入れを増額するなど林業活性化対策と「減船補償制度」の確立など漁業の振興策などを促進すること。

(自治・分権の推進等)

第六に、「地方分権推進法」の制定、地方

交付税の税率堅持と総額確保、地方財政計画の充実など分権・自治を推進すること。とくに三年連続して地方交付税を特例減額しようとすることは、地方団体の切実な要求に背を向けるばかりでなく、交付税制度の根幹にも係る問題であり、これを断じて行わないこと。また、国会の立法調査機能を高めるため、法律・調査職員等の拡充、予算の充実及び公設秘書の増員等を図ること。

二・佐川疑惑等の真相究明と政治腐敗防止・政治改革の推進

(1) ロックハード、リクルート汚職に続く、共

和・佐川疑惑によって国民の政治不信は頂点に達している。政府・自民党も疑惑の徹底的研究に積極的に取り組み、竹下元首相等の政治責任問題に対して国民の理解を得られるよう勇断を示すこと。

(2) 政治腐敗防止策の確立のため、臨時国会における緊急是正に加え企業団体献金の禁止や連座制強化、政治資金の透明性確保など腐敗行為防止関連法制度の抜本改正を図ること。また、地方選挙制度の改善、公営選挙の拡大と政党活動への公的助成制度の創設を図ること。

(3) 単純小選挙区制はとらず、比例代表制を柱とする選挙制度の改革など抜本的な政治改革に積極的に取り組むこと。政治改革は議会

制民主主義の活性化が不可欠であることに鑑み、審議権の保障、議員相互の議論・討論の機会の拡大・審議のプロセスの公開など国会改革を推進すること。

(4) 国民の政治への直接参加の拡大の中で民主主義の発展を図るため、分権の推進と併せて「国民投票制度」の創設、選挙権の一八歳以上への拡大、日常的な選択・発議権の拡充、情報公開制度の確立などを進めること。

一九九二・一一・一七

一九九三年度税制改正について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川勝

三・コメの完全自給の堅持

米作は日本農業の根幹であるだけでなく、国土・環境保全の機能と日本文化形成に大きな役割を担ってきた。したがって、食糧自給率向上の国会決議を踏まえ「例外なき関税化」を盛り込んだガット・ウルグアイ・ラウンドの包括協定案に対しても、世界最大の食糧輸入国であるわが国の実情の理解を求め、基礎的食糧であるコメの完全自給を堅持すること。

一九九二年一二月二二日

日本社会党中央執行委員長
田辺誠

内閣総理大臣
宮沢喜一 殿
自由民主党総裁

ある年収の五倍での住宅の取得も画に描いた餅となるであろう。

一、わが党は昨年、一昨年と租税特別措置法案に対しては賛成してきた経緯があるが、来年の租税特別措置法案については、この買い替え特例が盛り込まれている部分の削除の修正案を想定せざるを得ない。

一、今年度は、所得の総合課税についての結論を得るとの約束でありながら、納税者番号制度を含めた所得の総合課税について先送りにしたことは、政府の怠慢を指摘せざるを得ない。国民の税制に対する不公平感を一掃するためにも、利子・株式等の譲渡益などに対する総合課税を早急に確立すべきである。

一、赤字法人に対する課税強化を引き続き行うなど、不公平税制に対する是正措置については一定の評価をすることができるが、

一、本日、自民党政調会は九三年度税制改正大綱を決定し、政府税制調査会も九三年度税制改正に関する基本的な考え方を答申した。双方とも、国民の要求であった所得減税を見送っている。所得減税を実施して既に五年目に入り、中堅サラリーマンを中心とする減税が必要な時期であり、また景気対策としても減税対策が望まれているにもかかわらず、所得減税を実施しないことは容認することはできない。

一、地価高騰の引き金ともなった買い替え特例を再び復活させることは、その定見のなさにあきれ驚くほかない。いま推進すべき土地政策は、引き続き地価を下げるための施策を講じることである。買い替え特例を復活させることは、現在行っている土地政策を逆行させるものであり、宮沢総理の唯一ともいえる「生活大国」の具体的提示で

更なる是正が必要である。

一、固定資産税評価については、大幅な変更

の拡充、負担調整措置の拡大等が示されて

いる。しかし、個々の住宅地権者において

は大幅な負担増の恐れもある一方、各自治

体によって税収に大きな異動を来たしかね

ない。したがって、今後評価替えと特例措

置のもたらす影響について調査を実施し、

場合によっては必要な修正等も行つていきたい。

一、野党すべての要求もあり、労働界をはじめ産業界からも要求があつた所得減税について顧だにしない姿勢は、九三年度予算の趨勢に対して大きな暗雲を示したといえる。

一九九二・一二・二二

一九九三年度政府予算

大蔵原案について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 早川勝

一、本日、政府は、一九九三年度政府予算大蔵原案を閣議了承し、各省庁に内示した。我が国は政治、経済などすべての面で大きな転換期を迎えており、来年度予算において宮沢内閣はどのような将来展望を示すのか、国内外から注視されている。しかし今回の大蔵原案をみると、国民の期待に応える予算は望めないものとなつてゐる。

ところが、大蔵原案では、昨年度の国民健康保険の事務費への国庫負担削減に続き、保険基盤安定制度による国庫補助率を削減するなど社会保障関係費は八八年度以来の低い伸びとなつてゐる。また、公立小、中学校教職員の人事費のうち、退職者向け共

革」を柱とした予算を具体化すべきであるにもかかわらず、依然として経済の先行きを意図的に楽観視した、「生活軽視・利益誘導・重備配慮」の予算の継続であると言わざるをえない。

一、日本経済は、八〇年代後半の長期にわかつた異常なバブル経済の崩壊に伴い深刻な景気停滞局面に立ち至つており、バブル経

済を総括して、新たな政策目標を立てなければならぬ段階に至つてゐる。単なる景気対策にとどまらず、「生活大国」実現に向けた具体策の確立が求められているのである。

ところが、大蔵原案では、昨年度の国民健康保険の事務費への国庫負担削減に続き、保険基盤安定制度による国庫補助率を削減するなど社会保障関係費は八八年度以来の低い伸びとなつてゐる。また、公立小、中学校教職員の人事費のうち、退職者向け共

革」を柱とした予算を具体化すべきであるにもかかわらず、依然として経済の先行きを意図的に楽観視した、「生活軽視・利益誘導・重備配慮」の予算の継続であると言わざるをえない。

一、日本経済は、八〇年代後半の長期にわかつた異常なバブル経済の崩壊に伴い深刻な景気停滞局面に立ち至つており、バブル経



り、生活重視に逆行していると言わざるを

えない。景気対策として増額された公共事業費も、依然としてその配分は硬直的であり、生活重視の観点からの洗い直しは不十分である。

一、税制改正においても、公平・公正な税制に反する場当たり的な増税策や選挙対策としての小手先の減税措置が実施されようとしている。その反面、景気対策としても、税負担の公平確保からも不可欠である大規模な所得減税が見送られたことは大きな問題である。また、消費税の緊急是正措置として飲食料品の非課税化、引当金等の改廃を図るなど不公平税制のは是正、地価上昇につながる居住用財産の買い換え特例の復活の撤回などは、国民生活重視の観点から早急に実施しなければならない課題である。

一、防衛関係費は対前年度比一・七%増の四兆六三〇〇億円と低い伸びとはい増額されており、軍縮を率先して実行すべきわが国の立場からいって遺憾である。軍縮・平和を積極的に推進するため、中期防衛力整備計画を若干削減するだけにとどまらず抜本的に見直し、軍縮計画を明らかにするとともに、来年度防衛関係費についてはAWACSなど不要な兵器の購入・開発の中止などをを行い前年度を下回る規模に抑制すべきであり、復活折衝で増額するなどという

ことはあってはならない。また、非軍事・文民・民生の国際協力隊を創設しカンボジアPKOへの自衛隊派遣を中止すべきである。

ODAは単に増額を図るだけではなく「ODA四指針」の改善や「国際開発協力基本法」を制定し、途上国などの国民生活の向上、自立的な経済発展に貢献するものに改革する必要がある。また、開発途上国への環境保全のための資金援助の拡充・強化などを進め、国連への協力の強化と改革を推進し、戦争の反省と平和への誓いに基づく戦後補償と平和政策を確立すべきである。

一、わが党は、来年度予算編成について、シヤドーキャビネットで基本的態度を明確にしている。その主要な点は、①所得減税の実施と公平・公正な税制の確立、②防衛費の削減と国際協力の推進、③福祉・人権施策の拡充、④生活環境の整備、⑤消費者保護策の拡充と農林水産業等の振興、⑥自治・分権の推進等である。一二日の党首会談ではそれに基づいて予算に対する党の主張を明確に示し、大蔵原案を大幅に修正し、国民の期待に応える政府予算案を決定するよう宮沢内閣に強く求める。

一九九一・一二・二六

一九九三年度政府予算案について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川勝

の予算であるといわなければならない。このままで、宮沢総理の公約である「生活大国」の実現も『絵に書いた餅』に終わることとは明らかである。わが党は、去る二

一、本日、閣議決定された一九九三年度政府予算案は、端的にいって財政収支の帳尻合せに終始し、哲学や理念を欠いた「生活・地方自治軽視、利益誘導、軍備配慮」型

日の党首会談において、来年度予算編成に

当たっては、公正・平和・改革を柱とする、国民生活を重視する予算へと大蔵原案を大幅に修正することを強く要求した。にもかかわらず、国民生活に直結する部分はほとんど改善がみられず、基本的には大蔵原案と同様の予算案となつたのは極めて遺憾である。

一、税制改正においては、本来税制に期待された富の再配分にもつとも有効に機能するだけなく、景気対策としても最善と思われる中低所得者を中心とした二兆円規模の所得減税や消費税飲食料品の非課税化が見送られたのは理解し難い。また、公正・公平な税制に逆行し、富の偏在を助長し、バブル再燃のきっかけになりかねない居住用資産の買い替え特例の復活は納得できない。

して旧来の域を出ていない。

改善されておらず、生活重視の観点からの洗い直しは不十分なままである。

一、わが党は、次期通常国会において、(1)政治腐敗防止・政治改革の推進、(2)確かな軍縮の推進と国際協力、(3)福祉と環境を重点とした生活者経済の確立、(4)地方分権と地域振興、(5)公平・公正な税制の推進―等の政策目標を掲げ、所得減税の実施と不況打開政策を重点に、国民の期待に応える予算を実現するため、政府案の修正・組み替えを求めていく。

一、宮沢内閣の掲げる「生活大国」の実現は、成長優先の経済から、生活者優先の経済、福祉と環境型の経済へと方向転換しない限り不可能である。ところが政府案は、肝心の住宅取得対策にしても、住宅金融公庫の加算融資の増額を見送るなど、「年収の五倍程度で持ち家」の目標を具体化する積極的な手立てが講じられていない。また、高齢化の進展に伴い一層の充実が望まれる福祉や医療などの社会保障関係費も五年ぶりの低水準に据え置かれている。さらには、国民の生活の拠点である自治体が行う教育、社会保障など生活関連施策の『糧』となる地方交付税の減額を継続したことは、政府予算の収支の辻褄を合わせるために、ツケを地方に転嫁したものであり、生活軽視を象徴するものといわざるを得ない。公共事業費に関しても、硬直的な配分パターンは

九三年度地方財政対策等に関する要請

政府・自治省におかれでは、一九九三年度予算編成並びに地方財政対策等につきまして、次の諸項に特段の留意を払い、その実現に努力されるよう重ねて要請いたします。

1. 地方財政の厳しい現状と自治体行政における財政需要の拡大の傾向を的確に認識し、来年度地方財政計画の策定に当たっては、地方団体の意見を十分反映し、地方の必要な財政需要について的確に計上し、より地方の実情に即したものとすること。なお、地方交付税制度の性格に鑑み、交付税率の引き下げや特例減額等交付税制度の改悪を厳に行わないこと。さらに、公立保育所人件費の一般財源化は行わないこと。
2. 今後の景気・経済対策は、バブル経済の再来を排除しつつ、国民の生活水準向上と地域の振興、地球規模の環境保全など、人間尊重を基本として均衡ある成長をめざす調和型社会の形成を基調とし、その柱を自治と分権

において、従来の縦割り・縛張り・陳情型行政を是正し、地域の住民と自治体の自主・創造性を押し拡げることに留意すること。なおとくに景気対策にもなう自治体の財源対策については、十分起債、償還等に配慮すること。

3. 補助負担金について、国庫補助負担制度の充実を図り超過負担を解消するよう努めるとともに、整理・統合を推進し零細な奨励的補助金については一般財源化を図ること。また補助負担率の簡素化等の見直しにあたっては、地方負担増のないように配慮すること。
4. 自治・分権を推進するため、国と地方の役割分担の見直し、税財源配分の見直しを行うとともに、自治体への権限移譲、機関委任事務の整理合理化に格段の努力を払うこと。

5. 第一二三国会において全会一致で採決された両院の地方行政委員会単独決議の誠実な履行に努めること。とりわけ以下の六項目についてはとくに重点的に取り組むこと。

- (1) 環境問題に対して地方団体が積極的かつ主体的に取り組めるよう、環境保全経費の充実を図ること。とりわけ国土・環境保全に果たす森林の公益的役割や山林振興の観点から、森林の維持管理のため林業労働者の確保対策、定住環境向上・施設条件の向上のための林道や基幹作業道整備及び森林の公有化、第三セクターへの出資金などの費用について、林野行政費等交付税措置の拡充、地方債の充実など適切な財政措置を講じること。
- (2) 高齢化社会に対応し、よりきめ細かな地域福祉を推進するため、地域福祉基金を充実するとともに、老人保健福祉計画策定費の充実・措置権移譲に伴う職員の増員・処遇改善、保健・医療・福祉マンパワー確保の推進、社会福祉施設整備のための経費の拡充を図ること。
- (3) 地域の実情に応じた生活環境、社会資本の整備を推進するため、地方単独事業に係る財源を充実するとともに、これまでの「地域づくり推進事業」の成果を踏まえ、自主的・主体的な地域づくりを更に推進するための財政支援措置を行うこと。
- (4) 国民健康保険の改善に国としても一層の努力をすること。なお財政安定化支援事業を継続するとともに、国民健康保険加入者負担の抑制に資するための措置を検討すること。
- (5) 水道、下水道、交通、病院などの地方公

官企業について、公共性にかんがみ経営基盤の確立を図るため、一般会計からの繰入れの拡充や事業環境の整備の推進に対する財政措置を講じること。また、地下鉄に関する特例債の継続・強化を行うとともに、新水質基準に伴う自己検査体制の充実を図るために人員の配置や検査機器の購入等に配慮すること。

- (6) 地方公務員の完全三日制の普及、労働時間の短縮、育児休業制度の充実に努力するとともに、所要の人員確保と十分な処遇改善を行ふこと。また、地方公務員の給与改訂財源的確かな計上に努めること。なお消防職員の団結権問題の解決に向けて特段の努力をすること。
6. 高校四〇人学級の早期完全実現、完全学校五日制の推進を図るとともに、教育に関する財政措置の拡充と義務教育国庫負担制度の堅持に格段の努力を行うこと。
7. 地方税制の改正に当たっては、委員会における附帯決議を十分尊重し、地方税源の拡充に努めるとともに、総合課税移行を展望しつつ利子課税・株式譲渡益課税の適正化の実施、非課税等特別措置の見直しなど公平な税制の確立を図ること。とくに固定資産税の評価替えに当たっては、上昇率の激しい都市部等の土地に対する負担調整措置を充実するとともに、地方税源の安定的確保を考慮すること。また都市計画税の住宅用地特例を創設す

ること。

8. 身体の故障により自署による署名がない障害者等において、代筆が認められていないことから直接請求の権利が行使できず重大な問題となつており、早急に改善措置を講じること。またさらに、点字選挙公報の普及など障害者にやさしい行政を推進すること。

地方公務員関係労働組合共闘会議

議長 渡久山 長輝
事務局長 町田 有三

地方財政改革推進会議
代表委員 渡久山 長輝
代表委員 上野 雄文

以上

シャドーキャビネット自治委員会
自治委員長 五十嵐 広三
日本社会党地方行政部会
部会長 渡辺四郎
自治大臣
塩川 正十郎 殿

一九九一・一二・一七

一九九三年度運輸省関係

予算についての申し入れ

「不況」

バブル経済の崩壊を受けた現在の不況はまさに深刻であり、多くの企業が合理化（コストの引き下げ）を追求し始めている。交通・

運輸産業はこのような合理化の影響をもつと

も受けやすく、こうしたしわ寄せが業績不振・労働条件の引き下げへと結び付く。

これまで交通・運輸に従事する労働者をとりまく環境は、建設業界のそれとならんで三K職場の代表とまで言われてきた。このま

までは他産業と交通・運輸産業の労働条件は開く一方となる。

「環境」

交通・運輸における環境の問題は大きく二つに分けられる。すなわち大都市圏の交通渋滞等による交通環境の悪化と排気ガス等による文字通りの環境破壊の問題である。

大都市圏の交通混雑は、朝夕の通勤時におけるラッシュや日中の違法駐車・駐輪等、多様化と深刻化の度を増している。このような状況は日常生活にすら支障をきたし、都市における利便性の特徴である交通・運輸手段における優位性を阻害する原因とすらなっている。鉄道・タクシーに代表される公共交通機関の一層の展開・利用が求められるのにもかかわらず、現実にはそうなっていないのである。

排気ガス等による大気汚染に代表される環境破壊の進捗は、都市生活者の受容範囲を確かに越えまさに生命そのものにすら重大な影響を与えてつつある。

「アクセス」

過疎地域における交通・運輸手段（アクセス）の確保は地域経済の停滞等そこに住む人々の死活問題に直結する。交通・運輸手段の確保はそう言った意味からも重要で、公的資金の補助も含め積極的な国・自治体の支援体制がなければならない。単に営業収入のみで

その存廃を考えるわけにはいかないのであり、ここに他産業にはない交通・運輸産業の特質がある。

また、障害者・老人等いわゆる交通弱者の交通機関へのアクセスの問題は重要である。党は先に「モビリティ・ーハンディキャップの克服をめざして」という政策を発表したが、それに先だって行った交通機関における施設等の調査でも、その貧弱な実態が明らかになつた。

「安全」

交通・運輸にとって最も重要なのは、安全の確保の問題であることは言うまでもない。従って功利性追及のあまり安全がおろそかになるようなことは全くの論外であって、現在行われている交通・運輸の諸研究も安全性の追及が主たる目的でなければならない。

また、不幸にして発生したる事故等に関しても、従来のような刑事責任の追及に片寄りがちな事故調査体制を改め、再発防止の観点からの事故調査・究明が行われなければならないと考える。

日本社会党運輸部会は一九九三年度の運輸省関係予算についての要求を行なうに当たり、交通・運輸をめぐる多くの課題について、以上提起した四つの観点から、特に左記の各項目について具体的措置が講ぜられるよう強く申し入れます。

一、国民が日常生活において安全・快適にすべての交通機関を利用できるよう、各種交通機関（鉄道、バス、タクシー等）を系統的に整備する法制化をすみやかにはかるとともに、必要な財政措置を講じること。二

一世紀におけるわが国のあるべき交通体系を明確にし、長期的・総合的に交通全般にわたって国および自治体が行うべき基本を定め、併せて事業者等の責務をあきらかにする長期計画を策定すること。

二、運輸事業における規制緩和は、当該事業者間の過当競争をまねき、交通混雑および環境悪化にも大きな影響を与えるかねない。物流二法の定着化を図りつつ公正な競争の基盤確立に務めること。また、過労運転や過積載を防止するための行政措置を講じること。

三、現代社会において交通機関の充実は、国民生活の質を規定する重要な要素であることは言うまでもない。従って、既設の「公共投資充実臨時特別措置」および「生活関連重点化粧」の最大限の活用等を含め、国民生活の向上を図ること。

四、日本国有鉄道清算事業団の業務遂行にあたっては、
 (1) 長期債務の処理のための基本方針を確立し、JR各社の株上場においても具体

的年次計画をたて、当該計画の遂行状況を報告すること。

(2) 土地処分等においては、旧国有鉄道の

性格から公的利用に供することを重点とし、併せて周辺地価の高騰の要因となるないよう特段の注意を払うこと。

五、海運・造船・船員対策を進めるにあたつては、

(1) 日本籍船・近代化船の建造促進のため

日本開発銀行の融資条件の大幅な改善を図ること。また、「漁船整備公団」(仮称)を設立するための法制度を整備すること。

(2) 国際航海または長期にわたる海外漁業に従事する船員に関しては、その労働力確保・育成の観点から優遇税制を含む船員助成策を関係官庁に働きかけること。

(3) 海上交通の安全確保のために、急増するプレジャーボート等に対する諸施策を速やかに実施すること。また「海の日」の制定に努力すること。

六、都市交通における混雑緩和・環境保全を

はかるため、都市鉄道の建設促進をはかるとともに、総量規制も含む行政指導・誘導を行い、都市における公共交通の復権を図ること。

七、過疎地域においては欠くことができない生活路線である鉄道・バスに対する助成策

を一層強化すること。

八、離島航路について補強を強化拡充すること。

九、モビリティ・ハンデキャップの克服を目指し、障害者や高齢者等に代表される交通弱者を含め、利用者全体の各種交通へのアクセス権を保証するため駅舎等をはじめとする交通施設の改善をすすめる行政施策を行うこと。

十、交通全般にわたる、安全確保の徹底のため、輸送・施設の総点検を実施するとともに、車両の安全基準等の見直しを含めた改善策を講じること。また列車等の事故においても、海難審判所・航空機事故調査委員会のようないくつかの機関による調査が行われるよう法制度の整備を行うこと。

十一、近年の交通・運輸産業における深刻な労働者不足解消のため、交通・運輸労働者の労働条件の適正化をはかるとともに運転労働時間の時間短縮等についての施策を強化すること。

十二、鉄道整備基金への公的財源の一層の投入など制度拡充を図るとともに、通勤混雑緩和に対する種々の対策を講じること。また整備新幹線の建設については地方財政を圧迫しないよう施策を講じるとともに、並行在来線の取扱については当該地方公共団体の意見を十分に尊重すること。

十三、タクシーについては公共交通としての位置付けを確認するとともに、同一地域同一運賃の原則を堅持しつつ、深夜時間帯の料金変更等その多様化を推し進めるこ

と。また、福祉タクシー等の充実をはかること。

十四、深刻化する環境問題に対応し、自動車冷房等のフロン撤廃へ向けて具体的な施策を講じること。

十五、国内における航空運輸体制の安全確立のために、空域緩和も含め長期的な計画の策定を行うこと。

十六、港湾労働者をめぐる厳しい労働条件に鑑み、許認可料金の完全実施と港運秩序の確保に努力すること。

十七、国民の長期休暇に対する要求に対応し、関係各省と協力し必要な諸施策の実施に努力すること。

一九九二年一二月一七日

日本社会党運輸部会長

渕上貞雄

運輸大臣
越智伊平殿

農林水産関係予算および

政策についての申し入れ

一九九三年度の農林水産関係予算編成に當

たり、農業再建・食料自給率向上、森林・林業の活性化と国有林野事業の再建、水産業の振興のため、左記の事項に関する実現をはかるよう強く要請する。

1、農業関係予算に関して

一、コメ市場解放は、三度の国会決議に基づき関税化、ミニマムアクセスを含めて絶対に行わないこと。食料安全保障を確保する観点から、コメの自給政策を堅持すること。また、でんぶん、乳製品等の輸入制限措置を確保すること。

二、消費者が安心してコメを買え、国民の食料を確保する観点から食管制度の根幹を堅持すること。

三、政府米、自主流通米、他用途米などの需給均衡をはかること。そのため政府米、加

工原料米についての生産誘導をすすめる助成措置を講じること。また、他用途利用米の確保のため、流通助成策を講じること。

自主流通米の価格安定と自主流通適格銘柄の集荷対策の助成を確保すること。米飯給食の拡大と充実、純米酒の振興、飼料用米・アルコール用米の開発でコメ消費を拡大すること。

四、水田営農活性化助成補助金の予算の確保と交付要件の緩和をはかり地域の自主性を尊重すること。また、水田の復元経費や用排水路の再整備への助成を確保すると同時に条件整備基準の緩和をはかること。

五、地域農業の果たす役割を見直し、生産、加工、流通、情報、サービス、雇用等の総合対策をすすめるため積極的な助成措置を講じること。また、中山間地域農業の活性化をはかるため、直接所得補償制度をはじめとする特別の助成措置を講じること。

六、農業後継者を確保するため、研修資金や就農準備資金、生活資金、規模拡大資金等総合的な資金制度の確立をはかること。

七、畜産・酪農の生産振興・低コスト化、環境保全型畜産の推進等をはかるため、畜産活性化総合対策等をよりいっそう充実すること。肉用子牛生産の安定をはかるため、肉用子牛生産者補給金制度に必要な予算額を確保すること。加工原料乳の不足払い制度および鶏卵価格安定事業に必要な予算額を確保すること。

八、果実の生産を振興するため、基盤整備事業等の充実をはかり、安全性、食味などの面ですべれた果実生産をはかるための施策を講ずること。国内産果実・果汁の需給安定と消費拡大をはかるため、必要な果実生産出荷安定基金造成費等を充実すること。

九、第四次土地利用長期計画を確立し農業基盤整備の実現をめざすとともに、農家負担軽減措置や土地改良事業償還円滑化対策等関係施策を積極的に推進すること。各種制度資金については金利の引下げを行うこと。

一〇、農業・農村整備対策事業を推進し集落排水事業整備を充実すること。土地改良事業の実施に当たっては、農民参加による設計・地元労働力の活用をはかること。また、田畠輪換の土地改良事業を推進し、農用地の積極的利用をはかること。なお、公益性

の高い基幹事業は国の負担で行うこと。

一、有機農業の振興のため、その裏づけとなる科学的研究の推進、実態の把握等の予算拡充をはかると同時に、産直など生産者

・消費者の提携を促進するための助成措置をはかること。

一二、畑作振興対策を講じ、特に野菜産地における担い手の高齢化等の労働力問題、機械化の遅れ等を背景とする供給力低化等に対応した抜本的な緊急対策を講じ、野菜の生産・流通の安定化をはかること。

一三、農業共済制度の拡充・強化を行なうため国庫負担の増額を行うこと。

2. 林業関係予算に関する

一、一般林政対策

(1) 林野整備事業計画の着実な推進のため国費助成の拡充を含めた予算措置を行うこと。

(2) 林業担い手育成・確保対策の予算措置を拡充すること。

二、国有林野事業対策

(1) 造林・林道等の事業施設費および一般行政的経費についての一般会計からの繰り入れは、九三年度予算において民有林助成との均衡をはかること。

(2) 累積債務対策については、一昨年一二月の閣議了解の趣旨に基づき債務処理に

要する費用の繰り入れを拡充すること。

日本社会党中央本部

執行委員長 田辺

農林水産局長 谷本

農林水産部会長 辻

シャドーキャビネット

農林水産委員長 村沢

農林水産大臣

農林水産大臣

田名部 匡省殿

3. 水産関係予算に関する

一、漁業生産基盤の整備と漁村地域の活性化をはかるとともに資源調査、資源管理関連施設の整備等を総合的に推進し、沿岸漁場環境の整備をはかること。

二、漁協の経営基盤を強化するため、事業種類・規模の拡大、合併・信用事業の統合等を促進すること。

三、遠洋漁業を安定的に維持するため国際化に応じた漁業を推進し、水産動物の保護と環境対策を積極的に推進すること。

四、遠洋漁業に対する助成措置を設け、海洋環境調査機能を付与すること。

五、国際規制の強化および地球環境面からの規制の強化によりやむを得ず減船せざるを得ない漁業者、漁船乗組み員に対し補償措置を講じる「減船補償制度」の確立をはかること。

右、申し入れる。



II 環日本海圏における開発と環境について

—— 環日本海社会党フォーラム金沢 ——

一九九二・一一・二九

環日本海における開発と

環境についての政策要綱（案）

日本社会党

第一章 環日本海圏をめぐる情勢

の発展

(1) 地球化・地域化の進展と環日本海圏の動向

1. 現在、世界は地球化と地域化という大極に向ってダイナミックな展開を見せており、この背景には急速に発展した科学技術を応用して成立した地球規模での情報化、ヒト、モノ、カネの移動・輸送の高速化、大量化によって生産とその商品の移動におけるグローバ

ライゼーションの実現がある。

ソ連邦各共和国においても、中央アジア共和国のイスラム圏化、グルジアの内戦やヤクツの独立指向など、これまで抑圧されていた小数民族の目覚めとそのナショナリズムが高揚し、各共和国に緊張が生じている。また、アフリカなどの飢餓と難民、地球サミットにおいて顕在化した「南北」間の対立など、グローバルな視野に向っての新しい流れは逆流を生んで停滞するという現象もみられる。

3. 地球化・地域化という新しい国際政治経済秩序に向かってのこのような激動と停滞のなかにあって、マーストリヒト条約（欧州連合経済体条約）の批准をめぐるフランスの国民投票は僅差で承認された。この経済の分野を中心とする地球化・地域化的現象は歴史のダイナミズムとしてその底流を流れ、政治・経済・文化・社会といった広範な分野で主権の分有や制限など国家の枠組みの見直しを要求することになる。とりわけ、環境など地球的規模の問題に対する共通のアプローチの必要性、さらには経済の国際化によって国家間の相互依存が強まるなど、様々な国家の枠

組みを超えた行為が出現し、国際社会のなか

で機能しはじめている。このため冷戦後の国連のあり方や対応能力についての検討が求められている。

4. われわれがその将来を明るく展望する環日本海圏地域も例外ではない。例えば、中国は華南地域や沿海地域に限定することなく各地に経済特区を設定し、外国企業に優遇策を講じるなど窓口を開き、また、中・日両国政府は、中国側が東北地方において黒竜江省の黒河、内蒙古自治区の満州里をロシア極東における產品の生産基地として消費材など各種工業製品を提供し、ロシア側は電力、エネルギー、各種材料を提供することで合意されている。

また、ロシア極東地方においてもピロビヤン自治州、ナホトカ、サハリン州を自由貿易経済地域に指定する動きがある。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）も清津、羅津、先鋒などその北部地域を経済特区に指定し、さらに北部国境地域の図們江（豆満江）をロシア、中国、北朝鮮の三国中心に共同開発する構想があり、その具体化に向けての協議が重ねられている。また、最近になって日・ロ間のフェリー就航計画、航空路の拡張（関西国際空港への相互乗り入れなど）、中国資本による極東地域南端のザルビノ港、ボストチヌイ港、ポシェット港の改修計画、さらには日ロ貿易協会とロシア極東自治体との合弁企業の設立

が計画されるなど、経済協力が進んでいる。

5. われわれが地球化・地域化という視点から問題を提起するとき、それは国境の相対化を意味する。その点で、NAFTAも、また、EAEU（東アジア経済協議体）も、排他的地域主義によるブロック化という側面を有するが故に、賛成し難い。地域経済圏はいずれにも開かれたものでなくてはならず、東アジアにおける地域経済協力をグローバルに展開する可能性を持つAPEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）やASEAN（東南アジア諸国連合）拡大外相会議の拡充強化を推進する必要がある。そうしたアジア太平洋を包括する地域経済協力と並行して、サブリージョンとしての環日本海圏構想を展開する。

(2) 日本における環日本海圏構想の進展

6. わが国における環日本海圏構想は、一九九〇年一月六日、七日の両日、われわれが新潟において「国際フォーラム」を開催していらい、ある種のブームとなつて自治体や経済界、学会、言論界など、多様な形で積極的に進められている。そうした主な現象の特徴を列記すると、次のように整理される。

7. その第一は、県知事や市長などの対岸諸国訪問、姉妹都市の形成、新潟県、兵庫県、石川県などにおけるセミナーの開催、北陸における環日本海圏推進のための組織化、議員連盟の発足が行われるなど、日本海沿岸の県

や市など自治体において急速に関心が高まっていること。

8. 第二は、こうした自治体などの積極的な背景に、中国、黒竜江省のトウモロコシを積んだ船が松花江から一三〇年ぶりに、ロシア極東アムール河を横断し、間宮海峡を経て日本海を渡って山形県酒田港に入港し、酒田港郊外の牧場で飼料として使用されるなどの現象がみられるようになったこと。

9. 第三是、経済企画庁が一九九二年三月に「環日本海時代と地域経済の活性化に関する調査報告」を公表し、運輸省港湾建設局も環日本海時代の港湾ネットワークに向けて日本海の将来を考える懇談会を設け、将来の日本海経済圏のあり方について研究をはじめた。また、環境庁も環日本海圏の環境問題についての調査や国際シンポジウムを開催するなど、これまで無関心を装っていた日本政府の関心も急速に高まりつつある。

10. こうした環日本海圏構想に対する関心の高まりは、冷戦後の緊張緩和による政治的安定化の前進を基本に、本来、地理的に接近している地域の経済協力の必要性が深まつたことにあら。

また、環日本海圏地域の資源や市場に対する関心といつた狭い意味での経済的理由ばかりでなく、日本が経済的に大きくなり、世界に対する関心が高まつたこと、政府も太平洋

地域の過密状態を解消しようとしていること、日本人が環日本海圏に対する歴史的、文化的な親近感を抱いていることなどが指摘されよう。

(3) 環日本海圏の社会的・経済的特徴

11. 環日本海圏諸国・地域の社会的・経済的特徴は、これまで「不当」に経済開発・発展から取り残され、過疎化の進んだ、いわば人為的に辺境とされた地域で構成されていることである。ロシア連邦（旧ソ連）極東地域は、ゴルバチョフ大統領の「極東宣言」でも判るように、わざわざ開発宣言を行わなければならぬ地域であり、中国・東北三省も華南地域に比べればよく判るように、開発から大きく取り残された地域である。また、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、冷戦という人為的な理由によって開発が立ち遅れ、日本の日本海側も第二次世界大戦後の太平洋臨海工業ベルト地帯造成に比較して「不当」に経済開発が遅れた過疎地域である。
12. 環日本海圏地域に共通するこうした状況は、これを構成するそれぞれの各国・各地域と中央との関係に起因してきた。「中央」のみが繁栄し、「周辺」が収奪され、荒廃させられるという中央集権構造のなかにあって、すべて日本海に背を向けながらそれの中央発展を補完する役割しか付与されなかつたのである。しかしながら、こうした低開

発の故に地域間における相互協力は、これら地域それぞれの経済発展にとって相乗効果的に作用しうるのであり、環日本海圏それが地域が等しく相互に協力しあって、こうした一極集中の弊害を排除し、それぞれの地域の発展を図ることがきわめて重要である。

(4) 基本理念は「協生」

13. われわれは環日本海圏における地理的国际環境を重視し、歴史的に深く結びつきつつ、それぞれの異なる文化を持つ民族が新しい国際秩序を形成することを目指にし、環日本海圏を構成するそれぞれの国の自治体と市民が社会・経済・文化面で積極的に交流を重ね、相互理解を深めながら、日本海を「平和と友情の海」にすることを共通の目標に、互恵平等の原則を尊重した「わかちあう」「たすけあう」「つたえあう」という「協生」のための三要素を基本理念として、その自然環境とそこから生ずる恵みと利益共有し、平和共存を図っていくための「リージョナル・グローバリズム」（開放的地域主義）ともいすべき視点に立脚したもうひとつのネットワーク国際社会を創造する。
14. 戦後の日本経済は競争重視と効率主義に偏重してきたため、国際社会から公正さを欠くとの批判が高まり、日米、日欧の貿易・経済摩擦も激化している。市場経済における自由競争の前提には、公正と正義を実現する社

会規範があり、人間らしい生活の実現という経済のモラルの目標を見失ってはならない。これは国民経済においても、国際経済においても変わることのない原則であり、環日本海圏における政府・企業などの経済協力においても貫徹されなくてはならない。また、ODAについても、軍縮、平和、環境、人権など「協生」の観点から見直されなければならぬ。しかし、中ソ国交正常化はじめ南北朝鮮の首脳会談の継続と国連への同時加盟、韓ソ・中韓の国交樹立、日朝国交正常化交渉の開始と米朝接触、中国のNPT（核拡散防止条約）加盟など、注目すべき変化がみられる。他方、北方領土問題に起因する日ロ間の協力関係や平和交渉の停滞、世界の軍縮傾向に反比例してアジア地域が米国、ロシアなど「軍事先進国」の武器ダンピングの場所となり、新たな緊張が生まれていることを危惧する。

15. 環日本海圏地域においても、東西冷戦の終焉という歴史的局面を踏まえ、核時代における「共通の安全保障」という観点から、CSCCE（全欧安保協力会議）のアジア版ともいべき多国間方式による国連を中心とする国際安全保障の確立の方途な

どを展望しなければならない。とりわけ、(1)中国のNPT加盟を受けて米・中・ロ三国を中心とする海洋核を含む核軍縮と非核地帯の推進、(2)軍事均衡論は際限のない軍拡競争を生み出すとの立場で、武器移転禁止をはじめとする軍縮の促進、(3)軍事演習を含む軍事情報の相互交換と検証制度の確立による信頼醸成措置の推進、などは緊急の課題である。

第二章 環日本海圏における開発の課題

第一節 環日本海圏構想発展のための条件とその方向

(1) 構想発展のための条件

18. 環日本海圏構想、とりわけ経済発展のための条件整備として、先ず第一に、政治関係の一層の改善が要求される。これまでのところ中国とロシア、韓国と中国、韓国とロシアの関係は改善され非常によくなっているが、日本についていいうならば日・ロ間での平和条約の締結、北朝鮮との国交正常化の早期実現が求められる。ことにロシアとの関係でいえば北方領土問題が大きな障害となっているが、当面、政経分離の観点で、この地域を日・ロ・両国共同管理にもとづく自由貿易地帯として共同開発するなど、その解決に新しい「第三の道」が模索される必要がある。このことがま

た、世界の平和の創造に大きく貢献することになる。また、朝鮮半島においての南北の対話の一層の進展と信頼関係の確立が図られる必要がある。

19. 第二是、インフラストラクチャーの強化が不可欠なことである。経済を発展させようという環日本海圏構想にとって最大のボトルネックは、鉄道、道路、港湾、空港、通信施設などインフラが甚だしく不足していることである。これの打開は、国際的な技術や調査能力、資金の協力が必要であり、政府の協力による資金利用や技術協力の可能性もある。

民間の協力の可能な分野は農業、工業、交通、通信、エネルギー、サービスなどが考えられる。こうした民間技術の導入に際しては、受け入れ国側で努力・改善すべき点が多い。

20. 第三是、資金の充実である。資金源として中国、北朝鮮、ロシアの国内資金、アジア開発銀行など国際金融機関の資金、日本、韓国の民間資金の流入の可能性もある。現在、課題となっている外交関係が改善されれば、日本の公的資金の供給也可能になると思われるが、将来の課題である。このためわが党が提案している「環日本海協力基金」の創設の具体化が必要となる。

(2) 環日本海圏協力のパラダイム

21. 第四には、情報の交換である。環日本海圏構想に対して民間の経済交流を妨げている

理由のひとつに、情報の不足、情報媒体の不備がある。環日本海圏諸国・各地域の協力を促進するために、必要なデータを素早く公表する必要がある。このため人工衛星の活用による「環日本海情報ネットワーク」の形成が検討されるべきである。こうした見地にもとづいて来春には新潟県によって新潟市に「環日本海シンクタンク」が設立される予定であるが、日本海沿岸自治体などに開かれた運営が求められる。

22. 第五には、経済協力のための国際機関を組織する必要がある。現在は岡田江開発のため、国連開発計画(UNDP)が、また、ロシア極東地域についてはUNIDO(国連工業開発機関)がその調整機能を果たしているが、このような組織で開発計画の調整が図られる必要があり、将来はOECD(経済開発協力機構)のような機能を持つ常設の「環日本海圏経済開発協力機構」の創設が必要となる。

23. 環日本海圏地域における開発協力の方向は、歴史的・政治的・経済的条件から見て岡田江開発計画のような大規模な拠点開発方式による多国間プロジェクトが不可欠である。同時に周辺都市間の経済協力・開発協力は、基本的には「身の丈に合った」努力を推進す

視点は、「双務主義より多角主義」「中央集権より地方分権」「大資本より中小地元資本」「先端技術より中間技術」などによる協力関係を確立することによって、この地域における開放化と活性化、安定化を促進しなければならない。

24. とりわけ経済開発協力の多角化は、あらゆる国との互恵平等を前提とするものであり、二角より三角、三角より四角の方が経済効果が大きくなるとともに、かつての「大東亜共栄圏」への道を防ぐことになり、重要である。例えば、日韓よりも日韓米、韓ソより韓日ソのトライアングルに発展させるなど、多角化すればするほど貿易創出効果が高まり、雇用創出効果も大きくなる。また、多角化すればするほど、ある一角に従属し、支配される危険性も小さくなり、水平分業を促す効果も高まろう。環日本海圏構想の具体化にあたっては、このパラダイムが必要である。

25. 経済協力の方向としては、次の五項目が重要である。

第一は、経済の開放性。環日本海圏地域内だけで取り引きを拡大することは不可能であり、リージョナル・グローバリズムに向けた具體化を図る必要がある。

第二は、段階的発展。長期的展望ももちろん必要であるが、これの実施は段階的に進められる必要がある。現在、UNDPは図們江に三

〇〇億ドルを投じて二〇年間かけて自由経済区を造成しようと壮大な計画を立てているが、さしあたっては北朝鮮の清津、羅津など既存の港湾を改善し、その稼働率を上げることによって大きな効果が得られるものと考えられる。

第三は、拠点形成。全般的・総合的経済協力も拠点がないと成功しない。だが、拠点形成は環日本海圏地域全般の協力が進まなければ、その効果は期待できない。したがって全般的協力と拠点形成は車の両輪である。

第四は、相互補完性。環日本海圏地域の特徴はその多様性にあるが、この多様性を組み合せて相互に協力すれば、その利益は長期的に見れば、非常に大きい。ロシア極東における資源（石油、天然ガス、非鉄金属、金、ダイヤモンド、木材、魚）と、中国、北朝鮮における労働力、そして日本、韓国の資金、技術、市場を組み合せることによる多角的開発を進めば、すべての国、地域にとって大きな利益になる。

そして第五には、環日本海圏諸国・各地域それぞれの自助努力。経済協力といつても各地域の発展の努力がなければ成功することは困難である。中国は延吉、図們、琿春などの地域にはすでに二車線の舗装道路を完成させており、鉄道も間もなく完成する。こうして琿春地域の工業化は進んでいる。すなわ

ち地域自体の発展の努力があつてこそ、その基礎のうえに経済協力は進むといえる。

こうした経済協力のパラダイムから見て図們江開発計画は、環日本海圏における開発協力の試金石であり、重要なケーススタディとなる。

第二節 図們江（豆満江）開発計画における問題点と課題

(1) 図們江開発計画の概要

26. UNDPの図們江開発に関する報告は、「図們江デルタ地域の世界貿易パターンから見た戦略的位置は、巨大な可能性を示すものである。この地域は、中国の工業化の進んだ吉林省と黒竜江省の大市場、及びソ連、北朝鮮、モンゴルの労働力と天然資源などの供給要因に容易にアクセスできる位置にある。北

東アジア地域の資源とその補完性は図們江デルタ地域を未来の香港、シンガポール、あるいはロッテルダムとして、その貨物集散港並びにこれら港湾都市に近い中国・関東工業開発の可能性を持つ地域」と、最大限に評価している。

27. そしてUNDPの構想では、「図們江自由経済区」(TREZ)設置は三段階に分かれれる。

第一段階は、中国の琿春、ロシアのポシェット、北朝鮮の羅津、先鋒を結ぶ一〇〇〇km²

の小トライアングルを中心とした建設である。

第二段階は、中国の延吉、ロシアのウラジオストク、北朝鮮の清津を結んだ大トライアングル「図們江経済開発区」(TEDA) の建設である。

そして第三段階では、図們江流域三カ国(中国・ロシア・北朝鮮)にわたり総面積が三七万km²にも及ぶ「東北アジア地域開発区」が誕生することになる。

28. UNDPは図們江開発の固有の要素として、①地域工業化の強力な可能性、②世界的な補給の中心としての戦略的立地条件をあげ、同地域の経済特別区では、鉱工業、軽工業、建設業や支援産業と商業開発、さらに観光及びレクリエーション開発も行われることを構想している。このなかでとくに注目されるのは、同地域のエネルギー源として、豊富な石炭資源に着目して石炭を明確に位置付けるべきだとしている点にある。また、石炭に特有な汚染物質の発生や酸性雨については低温炭化法などにより合成燃料を製造することで解決できるとしている。

29. 図們江開発におけるインフラストラクチャ整備の目標として二〇年間に、①ロシアまたは北朝鮮での大規模な海港の建設と沿海ターミナルの設置(コスト見込四〇億ドル)②川港と内陸港の建設(コスト見込二〇億ドル)③ウラジオストクと清津の既存空港の拡張と図們江流域地区での新空港建設(コスト見込二〇億ドル)④シベリア鉄道など既存鉄路の改善とすべての港湾を接続できる新線の敷設(コスト見込二〇億ドル)⑤各地域を結ぶ四車線以上のハイウェーの建設(コスト見込一〇億ドル)⑥五〇万人程度の人口を支える電力、水道、廃棄物処理システムなどの整備(コスト見込八〇億ドル)などの超大規模な投資を計画している。また、ソフト面では、人材育成のための教育制度の整備、交易を円滑にするための法律、制度、金融上の障害の除去、環境保全のための制度の整備なども提起している。

(2) 図們江開発計画の問題点と課題

30. 図們江開発計画についての問題点は、おまかに見て次の三つが指摘できる。

第一に、二〇年間に総額三〇〇億ドルにも上る資金を如何に調達するのかという問題である。アジア開発銀行の資金を活用するにしても、日本が積極的に協力しない限り、困難と思われる。

第二に、投資環境の整備と、そのための法制度の安定化といった問題が指摘されよう。ロシアは現在、政治・社会状況に混乱が続いている。北朝鮮も外国投資法など三法による経済特区における法の整備を終えたばかりで、具体的な進展を見ていない。とくに日朝間には国交がなく、経済面からも国交正常化交渉

の進展が急務となっている。

第三に、とりわけ三国間の目指す方向の食違いが大きいことである。中国は吉林省から日本海への出口を求めることが最優先課題と考えられ、調整の困難な図們江流域よりも、ロシアの港湾との間に鉄道を敷設することを最優先にして、計画を進めていると伝えられている。また、ロシアはこれまで極東の開発拠点となる港湾としては、ウラジオストクやナホトカに相当の投資を行っており、同地域を中心とした開発計画を進めており、図們江流域地区には自然を活かしたりゾート地としての開発をめざしている。こうした各国の思惑の違いについては、高いレベルの調整を図っていく以外にはないと思われる。

31. UNDPが提起した計画は、二一世紀の中期まで続く極めて長期の大プロジェクトであり、可能なところから着実に進めていくべきものであろう。こうした観点から、重要ななっていくのが、図們江流域の物流センターとしての機能の開発・強化である。UNDPの報告にもあるとおり、図們江流域の最大の利点はその地理的優位性にある。日本海を経由して日本をはじめとする海運の拠点になり得るし、シベリア鉄道を経てヨーロッパにも連絡可能である。現在ある交通インフラは極めて不十分であるが、それでも鉄道、道路等を修復していくことで、中國大陸部、北朝鮮、

ロシアを結ぶ交通、運輸網を作り上げること

は、最も取り組みやすい課題であろう。

32. こうした観点から見ると、中韓国交樹立に伴う北朝鮮を巻き込んだ開発計画の推進が極めて重要なと思われる。南北朝鮮の交流進展を経済面から促進するため、一九〇万人の朝鮮民族を抱える中国（吉林省・長春、琿春）から北朝鮮（清津）を通じ韓国へと結ぶ高規格の南北縦貫道や鉄道の建設は、最も重要なプロジェクトとなり得る。韓国においても北朝鮮経済のテコ入れについて、真剣に摸索を行っているといわれており、日本が果たし得る役割もやり方によっては、大きな可能性をもっている。

33. 物流拠点という最も可能性の高い事業から取組み、南北朝鮮の平和的統一の基礎を経済面から築き上げていくことは、中国東北部、南北朝鮮を経済的に発展・成長させ、その影響をロシア・沿海州に及ぼすものであり、環日本海経済圏にとって大きな意味をもつものとなる。従って、環日本海協力の具体化に当っては、南北朝鮮の統一後を展望した未来像も求められることとなる。

第三節 環日本海圏構想 における日本の役割

(1) 日本の役割

34. 環日本海圏構想を進めるなかで日本は先

進国として経済的、技術的に積極的な役割を果たさなければならない。それは「経済大国」として貿易、資金、技術など環日本海圏諸国間での相互依存関係を形成するうえで最も重要な要素を掌中にしている国であり、日本の積極的な参入如何がその構想の帰趨を決定するといつても過言ではない。したがって日本は過去の歴史の反省のうえにたって環日本海圏における貿易、投資、技術協力、技術移転など、経済・社会・文化・環境面で積極的に支援していくことが求められている。

35. 具体的には①シベリア極東地域並びに中国、北朝鮮におけるインフラストラクチャーの整備に関する協力②シベリア極東地域・ウラジオストク港の対外開放に伴う自由貿易地帯構想、ナホトカの経済特区構想の開発・開放構想に対する協力③環境保全のための技術協力④とくに図們江開発に対する資金・技術協力をを行うことが重要となろう。

(2) 日本海国土軸・日本海臨海産業ベルト 地帯の設定

36. 環日本海圏構想を具体的に発展させるためには、国内における日本海側地域の開発による活性化、とりわけこの地域における全般的な協力と拠点機能の開発と密接に関連付けることが極めて重要である。このためには日本海国土軸の設定とそれによるインフラの整備が最重要課題となり、北海道から長崎まで

の日本海臨海産業ベルト地帯の整備・強化を図ることにより、それぞれの地域が対岸諸国とダイレクトに結び付くことにより活性化していくことが重要となる。

37. そのための発展・推進の方向は、①東京一極集中を排除し、バランスのとれた国土開発・発展のために寄与する②日本海側各県が経済圏として発展の遅れていた各県と「環日本海」をキーワードとし、その連携強化を図ることにより③地域間競争の激化による無駄や不効率発生の防止④利益の地域間不均衡や不平等を回避することにより、⑤経済プロック圈として国内的にも発展し得ることが重要である。

38. 具体的には、日本海臨海産業ベルト地帯に沿った産業の振興と産業構造の高度化を図る必要があり、①各県・各地域の特性を活かした産業の育成と地場産業の強化②新しい地域産業としての大企業に偏重しない中堅・中小企業の誘致・育成③ハイテク・情報化産業誘致・育成④対岸諸国との文化交流施設、クルージングのための港湾の整備、対岸諸国語学教室の設置など知的インフラの整備なども重要である。

39. また、以上のような日本海臨海産業ベルト地帯に沿った農業地帯、林業地帯、漁業地帯を発展させることにより、兼業・家族経営の農林漁業の基盤を充実・強化を図りな

がら、同時に自然環境を守り、日本海側独特の自然を活かした四季おりおりに楽しめるリゾート産業を育成する必要がある。

40. さらに日本海臨海産業ベルト地帯に情報ベルト機能を構築するため、新潟県によるシンクタンクの実現を機に、経済・産業・技術・学術・文化・環境などに関する情報など環日本海圏諸国を中心幅広く国内外の情報を伝える情報ネットワークを確立する必要がある。

41. このこめには、環日本海圏協力構想の中心的担い手である自治体の役割を強化するため、①日本海自治体連合の確立をめざし②民間資金を効果的に活用するための自治体連合債としての「環日本海債」の発行③自治体独自に環日本海諸国のインフラ整備活動展開のため、ODAなど政府資金に対する自治体関与・権の確保などが、構想推進のための資金確保の面からも極めて重要である。

第三章 環日本海圏における 人権と環境の保全

(1) 先住民の権利の保障

42. 環日本海圏地域は歴史、文化、習俗の異なる民族の集合体である。このため開発と環境の保全に当たっては、先住民の土地と資源に対する権利を尊重し、その現状の回復に共同で努力することが必要であろう。また、そ

の回復の過程で、歴史的、エコロジー的損害に対する補償が考慮されるべきであろう。

43. 先住民の社会及びその地域社会は、その知識及び文化・伝統を守り育てる権利と、環境管理と開発において重要な役割を有している。したがって先住民のアイデンティティー、文化及び利害を尊重する必要がある。また、持続可能な開発の過程における先住民の効果的な参加も配慮されるべきである。

(2) 持続的開発の要求

44. これまでの先進国による経済開発とその発展の結果、必然的にもたらされた公害・環境問題は、現在、新たな様相を呈するに至っている。ごく最近までほとんどの環境問題は基本的には、それぞれの地域に固有に発生するものであり、地方や国のレベルで対応できると考えられてきた。しかし、最近になって明らかになつたことは、公害が地球規模まで拡大されて、規模の点からもその対応が困難な点からも、これまでとは比較することが難しく、その対策にまったく異なつたアプローチが必要になつてきている。それは環日本海圏地域においても無関係ではない。

45. こうしたマクロな公害現象は、①有害物質の環境への拡散②酸性雨による森林の破壊・湖沼の汚染③二酸化炭素などの増大による地球温暖化現象④フロンガスによるオゾン層破壊など、地球規模に拡がつて人類の生存を

脅かすに至り、個々の国の対応能力を超えるに至つてゐる。こうした地球規模にまで拡大するに至つた公害・環境問題を解決するためには、自然を破壊し、資源を浪費し、公害をタレ流してきたこれまでの先進国による経済成長至上主義や開発のパターンは、人類の健康と地球環境保全の面から厳しく規制されなくてはならない。

46. 今後、世界経済を再構築するうえでより重要なことは、一九九二年六月ブラジルの首都リオ・デ・ジャネイロで開かれた「国連環境開発会議」がそのメインテーマとするに至つたように、経済成長と環境をトレード・オフの関係に捉えるのではなく、節度ある開発を通じてこの両者を共存させる「持続可能な開発」が必要となる。GNP（国民総生産）を尺度とする「経済成長」を「進歩」の主要指標として用いるのではなく、二一世紀への持続可能性を基本とした、環境保護を開発過程の密接不可分の部分とするなど、その開発に新しい価値体系、新しい経済・社会システムの確立をめざした諸目標の設定、例えばグリーンGNPの確立などが要求される。

(3) 環日本海圏における環境保護の重要性

47. 環日本海圏における特徴は、それを構成する各国・各地域の社会システムの違い、経済の発展段階の違いとその格差、社会文化の違い、さらには国境を超えた多様かつ複雑な

民族構成分布図をもち、多様性に富みつつ複雑な歴史的背景を有していて、地球規模で問題とされている環境に対する問題意識が環日本海圏を構成する国々・各地域の人々の間に共通認識となるに至っていない。

48. 一方、環日本海圏交流に重要な役割を果たす日本海の地理的特徴は、準閉鎖海であり、かつ、対馬、朝鮮海峡、津軽海峡、宗谷海峡と外洋につながる海峡の水深は三〇〇メートル以内と浅く、このため「敷居の高い」海峡を形成している半面、日本海の中央部は三〇〇メートル以上の深海が形成されているなど「深い地中海的」縁海であり、海水の交換は悪い。地球上の海洋 자체が出口のない統一体であるように、準閉鎖海として以上のように特徴を有する日本海がいったん汚染されれば、その対策はほとんど困難であり、回復は不可能となつて、漁業資源や気象などに悪影響を及ぼすなど、沿岸諸国・地域に測りしれない深刻な被害を与えるであることは、火を見るよりも明らかである。

49. このような観点から一九八一年に採択された国連海洋法条約第九部には、日本海のよくな準閉鎖海に面している国は、①海洋生物資源の管理・保存・探査・開発②海洋環境の保護・保全③科学的調査の調整・共同計画について、相互に協力し、努力するよう規定している。また、UNEPも一九七六年に日本

海、東シナ海を含む東アジア地域として水域の指定を行い、翌七年には東アジア水域海洋環境保護条約に関する検討が行われた。こうした経緯を踏まえて一九九三年九月には日本海海洋環境保護条約を検討する国際海洋法学会が富山県において開催される予定である。

50. 日本海をめぐる以上のような社会的・地理的条件のもとでの経済開発は、好むと好まざるとかかわらず環境に十分配慮したいわゆる「持続可能な開発」が要求される。環日本海圏における開発が、かつての日本が高度経済成長の過程で経験したような、利益追求のために自然を破壊し、資源を浪費し、公害をタレ流す、従来型の開発は厳しく拒否されなければならない。

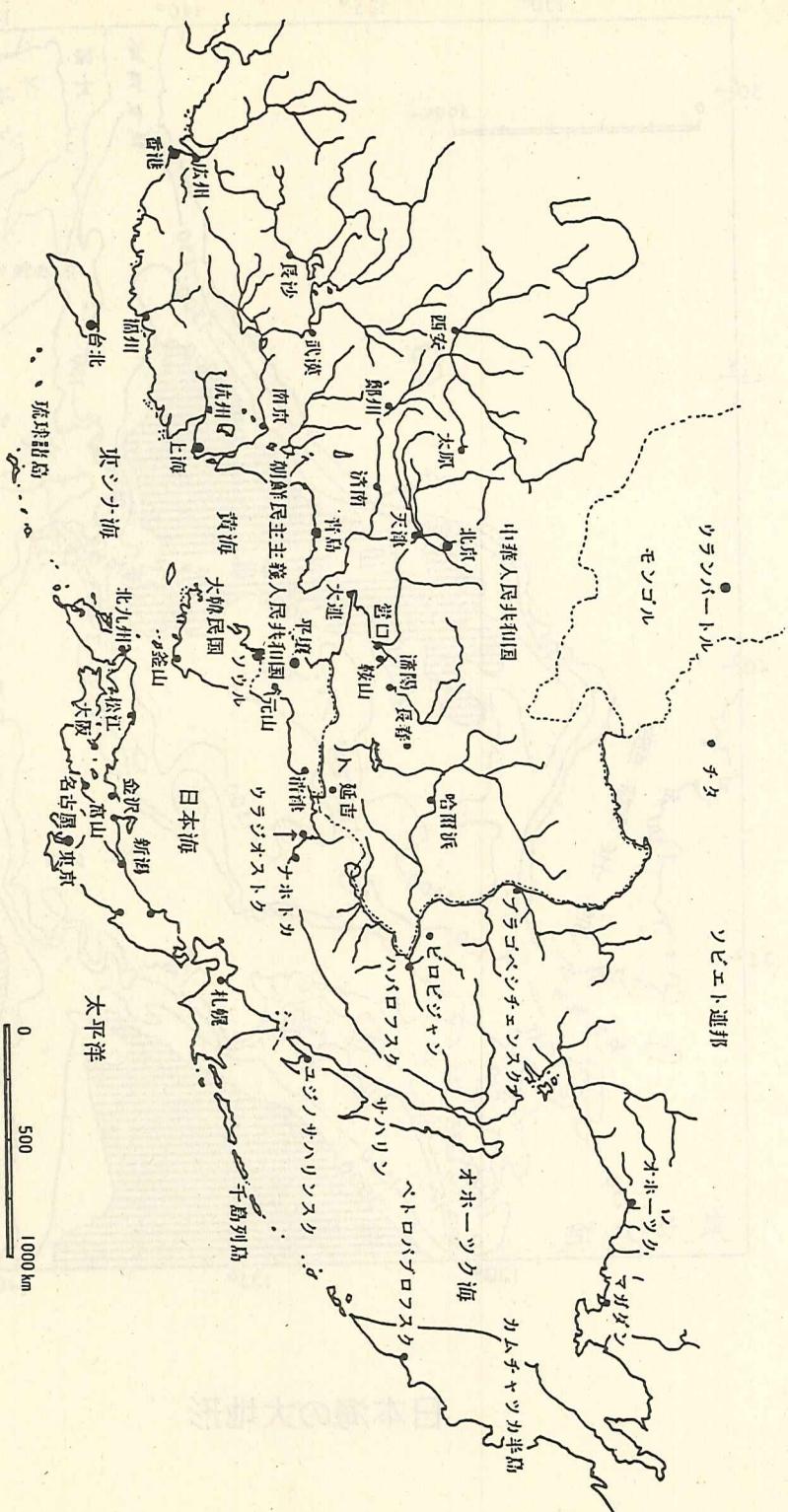
51. 環日本海圏地域において経済開発を目的に国際協力を推進するためには、環境破壊という弊害の排除が絶対に必要である。そのためには国家レベルでの積極的な活動とともに、あるいはそれ以上に沿岸諸都市のあいだの交流や民間レベルでの交流を活発にすることにより、環日本海圏地域の人々が共有する日本海の環境を保全することが、それを取り巻く沿岸諸国・地域に住む人々の福祉にかない、共通の利益であることの認識を深めることができ、よりいっそう重要となつている。

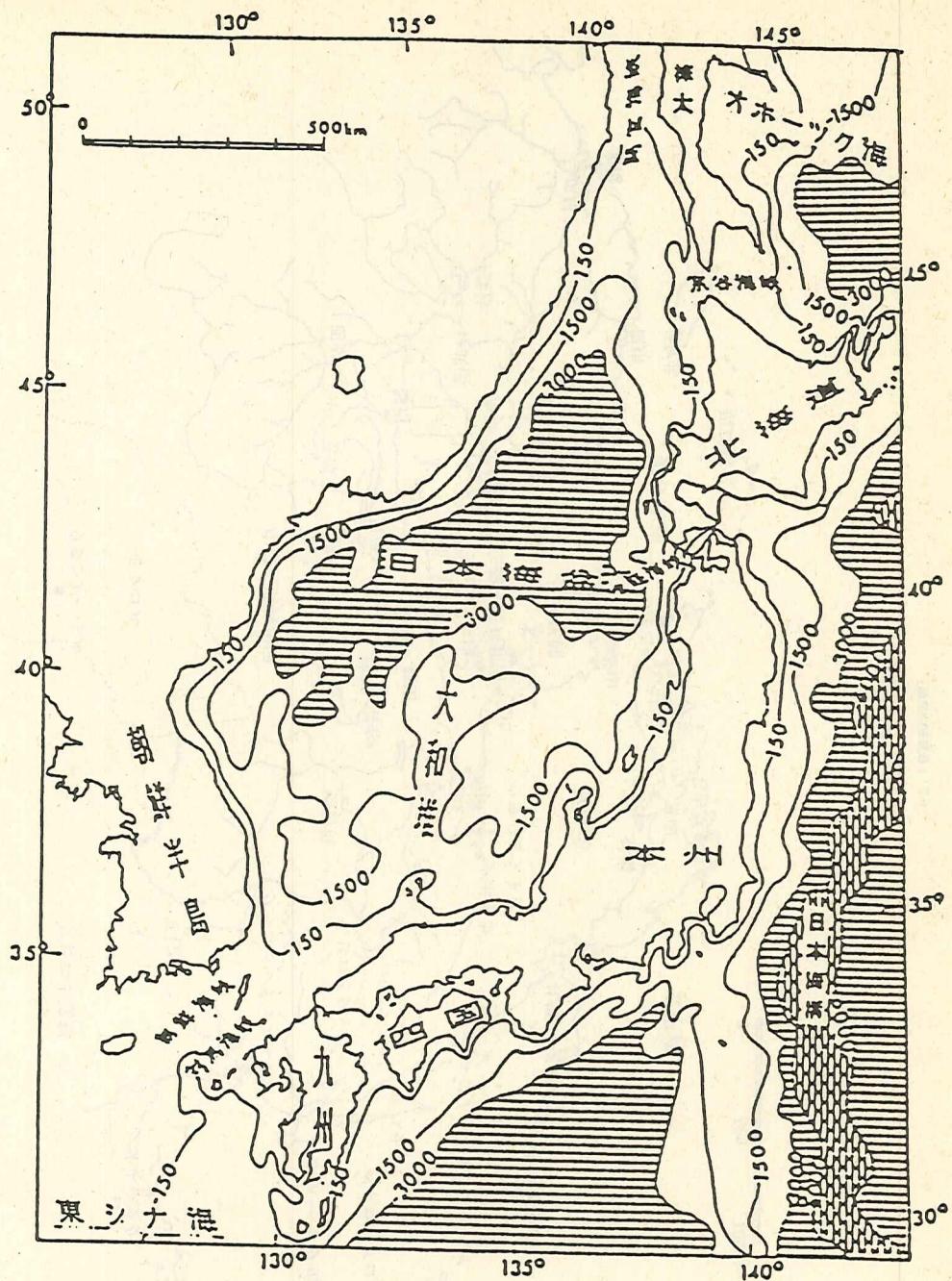
52. (4) 日本海における総合国際調査の実施

能な開発」を達成する過程で提起される経済・科学・技術・文化面での諸課題、及び自然環境についての調査・研究するため、日本海についての総合国際調査を実施する必要がある。

53. 日本海総合国際調査の目的は、「日本海海洋環境保護・保全のための枠組み条約」の立案と、「持続可能な開発の達成に向けての日本海の海洋生物・鉱物資源の開発・管理のための統合計画」を作成することである。またその基本的内容は、日本海の地質と地形、気象、海洋（地形、海・潮流、水温、海洋生物と漁業資源、未利用生物資源、海底地下資源など）、環境汚染（海洋汚染、河川湖沼における水質汚染、大気汚染、その他陸上起因汚染）とその発生源、各地域社会における民族、人口、社会構造、経済、文化、民族（習俗）などに及び、自然科学から社会学、文化人類学など社会科学の各分野における学際的協力によって全般的・総合的に行われることが重要である。







日本海の大地形

一九九二・一一・二九（金沢）

（環日本海社会党フォーラム 金沢集会における主催者スピーチ）

今こそ実行へ新しい第一歩を

日本社会党中央執行委員長
田辺誠

(一) 本日は、日本社会党主催の「環日本海社会党フォーラム」にご参加頂きありがとうございます。私はまず、ロシア連邦、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、モンゴル国、そして、米国東西センターの趙先生など外国のゲストのみなさん。地元石川県の中西知事、金沢市の山出市長をはじめ、日本海沿岸の自治体関係者、全国の大学や研究機関の専門家のみなさん。

北海道から長崎に至る日本海沿岸一六道府県の社会党、労働組合、市民団体のみなさん。さらには、関西経済同友会を始め、国内のペネラーのみなさん、はるばるここ金沢におこし頂いたことに対し、主催者を代表して心から御礼申し上げます。

私たちは今日、明日の一日間、環日本海問題について真剣に討論するわけであります。日本海はいま、冷戦の終焉を背景に、新しい世界秩序の形成に向けて、大きく飛躍する条件を整えつつあります。私たちが一昨年一月、新潟市で初めて開催しました環日本海国際フォーラム以降の二年間だけでも、情勢の変化には目を見張るものがあります。それだけにこの二年間の成果を検証し、新たな飛躍への条件と可能性を探ることは極めて重要な意義を持つものと考えております。

今回の金沢における国際フォーラムは、そうした世界史的な時代背景のもとで開かれるわけでありますが、この国際会議がつづがなく開催されるまでの中央・地方の実行委員会の皆さん方のご努力に対し、まず感謝を申し上げておきます。

(二)さて、私たち日本社会党が、日本海を「平和と友情の海にしよう」と最初に呼び掛け、国際会議の開催を提唱いたしましたのは、一三年前の飛鳥田委員長誕生の直後でございました。当時は、アフガニスタン問題を始め冷戦第三期ともいべき米ソ対立の厳しい時代であり、それ故にこそ日本海をめぐる軍事的緊張を少しでも緩和させ、日本海に生きる人々に開放されることを念願したからにほかなりません。

古来、日本海は「海のシルクロード」として、平和と繁栄の接点の役割を果たしてまいりました。実際に八世紀から一〇世紀にかけての日本と渤海との使節団の訪問、さらに鎖国政策を進めた徳川時代においても、北前船による活発な交通や交易、朝鮮通信使の往来など、長い間にわたって平和と友好の国際関係が確立されていたことは歴史的事実でござります。

しかるに明治維新による日本近代化過程の一時期、日本海は戦争と霸権の海に転化し、第二次大戦後も東西対立の最前線として核対峙を背景とする「冷戦の海」に終始してきたのであります。しかし、そうした人為的に閉ざされた状況は、日本海の悠久の歴史からすれば一時期の不幸にすぎません。

そしていま、戦後世界を秩序付けてきた冷戦構造は音をたてて崩れつつあります。新潟

フォーラム以降の出来事だけでも、韓国とソ連との国交樹立に統いて中国と韓国も国交正常化を実現いたしました。この前提には朝鮮と韓国の国連加盟があります。そしてソ連の消滅を受けて韓国とロシアの間では基本条約が結ばれました。また、近く中国とロシアの間では改めて友好条約が結ばれる予定です。

このように、ヨーロッパを主舞台として始まつた冷戦の終焉は、ようやく北東アジアにも広がりをみせ、それが環日本海圏へのグローバルな可能性と条件を強めていると申し上げても過言ではありません。

こうした日本海の対岸における国家関係の歴史的な進展とは対照的に、日本と朝鮮との国交正常化交渉は遅々として進まず、また日本とロシアの関係正常化も停滞していることは、極めて遺憾であります。私は、このような膠着状況を開拓するため、あらゆる手段を通じて最大限の努力を払う決意であります。

さらにまた、世界が軍縮の方向に大きく踏み出しているのとは逆に、アジア地域がアメリカ、ロシアなど軍事先進国の武器ダンピングの場所となり、新たな緊張をつくりだしていることを心から憂慮します。日本海を真に「平和と友情の海」とするためにも、当面、核軍縮を進め、非核地帯を推進すると共に、武器移転の禁止、信頼醸成措置の確立などを緊急の課題として取り組む必要があります。

(三) 私は去る九月、ベルリンにおける社会主義インターナショナル第一九回大会において、ポスト冷戦と世界経済の課題についての問題提起のスピーチを行いました。そのポイントは、第一に、冷戦構造の崩壊によって世界経済は相互浸透と相互依存の関係を益々強めていること。

第二に、新しい世界経済の基調は地球主義、すなわちグローバリズムにあり、その展開の中で地域主義、すなわちリージョナリズムの動きが強まるのは自然の動機に基づくものであること。そして第三に、どのような経済圏も排他的なブロック化に傾くのではなく、グローバルな相互依存体制のなかで共生の役割を担い、平和・友好の理念に基づく国際協力をいっそう強めるべきであること、この三点であります。

私がベルリン演説で強調いたしました視点は、日本社会党が環日本海圏協力の基本理念として提起している「わかつあう」「たすけあう」「つたえあう」という三要素と全く同じ観点にはなりません。そして環日本海圏に於ける経済協力は排他的なブロック化に向かうのではなく、いかなる地域や国にも開かれて、環日本海圏における開発と環境についての政策を提起し、それをもとに論議を深め、合意を形成することを目的にしております。

(四) 私たちは今回の金沢フォーラムにおいて、環日本海圏における開発と環境についての政策を提起し、それをもとに論議を深め、このフォーラムの目的からもご理解いただけます。環日本海圏問題はすでに構想の段階から実戦、実行の段階に入ったといふことになります。

環日本海圏における協力関係は開発であり、環境保護であれ、二国間だけでなく多国間協力が求められることになろうと存じますが、そうした条件が成熟し、実現可能な課題とし

提案に譲りたいと思います。

ただし、この政策要綱においては、従来

「共生」と表現してきたものを「協生」という言葉に置き換えておりますので、その折哲学的意味合いというと大袈裟ですが一言、言及させていただきます。「共生」の場合、様々な制度とか、文化が並立的に存在する、いわ

ば、静態的な語感があろうかと存じますが、「協生」は相互に交流しつつ、共に活かし合うこと、人間社会と自然との共存も含め積極的、創造的な関係を作り上げる意味合いが強いことを強調しておきたいと思います。「協

生」が人為的な理由によって遮断されてきた環日本海地域における協力関係を再生・復権させるキーワードであることにぜひともご理解を賜りたいであります。

て具体化すればするほど、私たち日本国民が心しなければならない問題があろうかと存じます。それは過去の侵略戦争に対する責任であり、戦後処理の問題であります。

朝鮮民族に対する植民地支配を始め、シベリア出兵、日中一五年戦争、そして太平洋戦争など、明治以降のアジアにおける霸權と戦争の原因の多くは、富国強兵、殖産振興という軍國日本の国家政策に根ざした膨張主義にあり、その侵略の反省をどのような形で示すかということは、私たち日本国民が永遠に問われ続けざるを得ない問題であります。

事実この時代における環日本海構想は、「日本海中心論」や「日本海湖水化論」に典型的に示されるように、侵略政策を合理化するための方策そのものであります。そして上越線の開通と満州事変勃発が同時期であったことも、日本海行路を通ずる侵略政策との関連で見逃すことはできません。

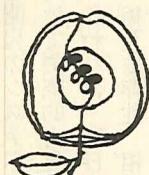
私が、あえてこのような古い歴史的事実を指摘する意図は、そのような事態の再現を許さないという意味合いでなく、私たち日本国民の忘却の彼方にあることが、環日本海圏協力の対象となる対岸の人々にとっては昨日の出来事のように鮮明に記憶されているということであります。その意味で環日本海圏へのアプローチの前提として、アジアの歴史を共有する視点を確立すると共に、形を変えた

「大東亜共栄圏」を含め再び誤りを犯さない、あるいは対岸の人々にそのような懸念を与えないような環日本海圏協力のあり方を具体的にさし示さなければならないと確信します。

私たちが政策要綱の中で、「多角主義」を基本とする環日本海圏協力を強調しているのは、そのような思いに駆られての政策提起であることをご理解頂きたく存じます。

そしてまた、環日本海圏の主体は、あくまでも地域で生き、生活している人々や自治体が中核でなくてはならないと思います。国益を正面に掲げて外交特権を振りかざす中央政府ではなく、ボーダレス時代に相応した都市間協力をはじめ、自治体やNGOなど様々な分野における多角的なネットワークの形成を通ずる地域の活性化こそが望ましいと確信いたします。

(五) 以上、私は実行段階に入った環日本海圏政策を具体的に推進するに際して不可欠の基本的視点、あるいは政策提起の背景にある歴史や文化の見方について申し上げました。一人よがりのきらいもあろうかと存じますが、ぜひひとも討論の中で深めていただきたいと思います。



方向を模索するということは、国内においても環日本海圏に対応する都市連合や自治体連合の展望のもとに問題の解決を見出すことにつながると存じます。

その点で、私たちは「日本海国土軸」を提起しておりますが、それは特定の県や市を中心とする東京一極集中の亞流ではなく、まさに対等・平等の自治体ネットワークの形成を基礎に二一世紀の新日本海時代の展望を切り開いていかなくてはなりません。今回の金沢フォーラムを契機に、環日本海圏に相応する国内における地域協力関係が形成されることを願いつつ、そのためには私をはじめ日本社会党も、また環日本海議員連盟も、全力を上げる決意であることをお誓いし、主催者としての挨拶とします。

環日本海環境宣言

—前文—

われわれは、今日、環境への圧迫は過度の消費や浪費がもたらしたというより、先進国が自らの利益を追求した余りに自然環境の破壊を招いたものと認識する。開発途上国に対しても、貧困と深刻な環境破壊の悪循環を作り出してきたことに深い反省をもち、かつ遺憾に思う。

それ故に日本など先進国がこれまでにおいてその経済活動によって引き起こし深刻な公害・環境問題、とりわけ水俣病など人間の健康に直接かゝ回復不可能な甚大な被害を与えたことを深く反省し、環日本海圏地域においてこのような公害・健康被害と環境破壊を再び引き起こさないため、われわれは、大気汚染など公害が直ちに他国へ悪影響を及ぼすことに鑑み、また、日本海区域の準閉鎖海としての特殊性と、その海洋環境の経済的、社会

的、健康的及び文化的価値を認め、この共同遺産を現在及び将来に利益とその享受のために保存する自らの責任を深く自覚し、海洋環境、その生態的バランス、資源及びその合法的な利用に対して汚染が引き起こす脅威を認め、日本海区域の特殊な水域及び生態学的な特徴と汚染に対する特異な脆弱性に配慮し、

日本海区域を環日本海圏地域諸国共通の「われらの海」とするため、一九九一年一二月に採択した「アジア環境問題についてのバンコク宣言」、並びに一九九二年六月国連環境開発会議においてNGO諸組織が採択した「地球憲章」及び「環境と開発に関するリオ宣言」、並びに準閉鎖海に面した各国が相互に協力するように規定した国連海洋法条約の尊重、環日本海地域・社会の重要な部門及び地域住民の間に必要なレベルの協力の必要性を痛感する。

われわれは、開発の権利は、現在及び将来の世代に対して同様な開発及び環境上の必要性を公平に満たすことができるよう留意し、実行しなければならない、と認識する。

—原則1—

われわれは環日本海圏地域の住民として、われわれ自身の多様性を尊重しつつ、同時に共通の課題について連携していくことを確認する。われわれはこの地域にあるすべての文化を大切にし、必要な開発と環境についてすべての人々の権利を尊重する。

—原則2—

われわれは、開発の権利は、現在及び将来の世代に対して同様な開発及び環境上の必要性を公平に満たすことができるよう留意し、実行しなければならない、と認識する。

—原則3—

われわれは、持続可能な開発を達成するため、環境保全は開発過程の総体の一部とみなすべきであり、開発から独立したものではないことを確認する。環日本海圏の生物の多様性と種の保存を確保するため、環日本海圏の

公平なパートナーシップを構築、環日本海圏のすべての人々の利益の尊重、環日本海圏を含む世界的規模の環境と開発のシステムの達を目標に指向する。そのためわれわれは、環日本海圏地域の相互不可分性、相互依存性、相互補完性を認識し、ここに以下の原則を宣言する。

生態系を尊重し、保護せねばならない。そのための努力を行う。

—原則4—

われわれは、環日本海圏地域において経済成長と持続可能な開発を保障し、協力的で開かれた国際経済システムの確立を目指す。環日本海圏において日本など先進工業国は、これまでにおいてその経済活動が深刻な経済破綻を引き起こしたこと率直に反省し、法的責任はいうまでもなく、国際的責任に基づき、資金と技術の提供を含めて、環境を回復するための方策を講じるべきである、と認識する。

—原則5—

環日本海圏地域の各種機関、諸企業、諸自治体・地域住民はそれ環境汚染への加担、環境破壊に対する対応能力は同等ではないにせよ、環境破壊の質的改善に対し、環日本海圏地域すべてのものが共同で協力的な環日本海環境保全のシステムを確立せねばならない、と認識する。

—原則6—

われわれは、環日本海圏地域における一国間・多国間の開発行動・企業活動が他国の環境破壊を引き起こさないよう全力を注ぐべきであり、それでも環境破壊の可能性がある場合

合、地域住民の環境権侵害の可能性に関するアセスメントが行われるとともに、環境に影響を及ぼすと思われる地域に対し、事前かつ適宜、適切な情報を提供すべきである、と考える。

—原則7—

われわれは、生物の国境を越えた移動に見られるように、国境は一般的にみて地球上の生態系の実態に順応するものになってはおらず、国民国家の主権は、地球の生態系を保全し、回復する共同の責任があると認識する。多国籍企業はその経済活動において環境の悪化を招いてはならないし、企業はバルディーズの原則の尊重を含め社会正義、公正な貿易、生態系保護の諸原則にもとづいてあらゆる規制をうけるべきである、と考える。

—原則8—

われわれは、環日本海圏地域が歴史、文化、習俗の異なる民族の集合体であることにかんがみ、先住民の土地と資源に対する権利を尊重すべきであり、歴史的エコロジー的損害に対する補償が講じられるべきである、と認識する。先住民は自己の社会及びその地域社会においては、その知識及び文化・伝統に鑑み、これを守り育てる権利と、環境管理と開発において重要な役割を有することを確認する。

—原則9—

われわれは、紛争を解決するための手段としての軍事力の増大や利用を拒否する。また、資源空間として共有する日本海を真の「平和と繁栄の海」とするためにも眞実の平和の追求に献身し、社会正義と経済的、精神的、文化的な快適さの増進を実現することに献身する。そのため環日本海圏地域は、共同して軍縮の推進、信頼醸成の普及を促進するとともに、全般的な非核武装化政策の確立を図るべきである、と考える。

—原則10—

われわれは、環日本海圏地域において女性の地位の向上と保障の充実を図り、女性が政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に参加し、決定する権利を有することを認める。

—原則11—

われわれは、環日本海圏地域において持続的な開発を達成し、すべての人びとのためにより良い将来を確保するため、この地域の青

われわれは、先住民のアイデンティティー、文化及び利害を認識し、これらに十分な支持を与えるべきならず、また、持続可能な開発の達成過程における先住民の効果的な参加を可能にすべきである、と考える。

長、日本海沿岸一六道府県の皆さん、各界代表の皆さんのご参加を願って、ここ金沢市において、第二回の「環日本海社会党フォーラム」を成功裡に開催することが出来ました。私たち相互の共有財産であり、また相互の関心事である日本海の海洋環境をどのように保全するのか、また、環日本海圏地域において持続可能な開発をどのように達成するのか、その「開発と環境」という、私たちがこの地域において二一世紀に向けて解決しなければならない、極めて重要なテーマについて率直な討論を行いました。

私たち社会党は、このフォーラムにおいて、その共通目標として「開発と環境」についての政策要綱を発表しました。激動する現在の国際情勢を踏まえての環日本海圏協力構想の基本理念、開発の条件とそのパラダイム、その具体例としての図們江開発における課題、日本の役割と日本海国土軸の形成、そして人権と環境の保全という、五つの柱からなる政策を明らかにしたわけであります。

そうした私たちの政策要綱に対して、朝鮮、モンゴル、中国、韓国、ロシア、アメリカなど、各国代表の皆さんからスピーチを通して、様々な提言をいただいたのであります。

アメリカ合衆国東西センターのリー・ジェイ・チョウさんは、現状の課題に触れられ、

朝鮮、中国、ロシアが本当に市場経済のルールを導入できるのか、基本的な信頼関係がないとされながらも、環日本海を結ぶ鉄道を構想してはどうか、と提案されました。中國の丁（てい）さんは、近隣諸国を結ぶ高速鉄道、ハイウェイを建設したいと、その壮大な計画を披露されました。

朝鮮代表の林さんも、自由貿易港の整備や税の優遇措置など投資環境は整いつつある、と前向きな取り組みを強調されました。

ロシアのアニケーエフさんは、大ウラジシオストク計画は、既存の生産設備、社会的潜在能力をより効果的に利用、図們江流域の開發もロシア部分へのサービスを念頭に、沿海地方の役割を高めるものと考えている、と希望を語られました。

韓国の朴さんは、国境や海上の境界について話され、環日本海圏においてはまだECCのような地域的経済機構がまだなく、克服すべき課題を明確にし、基本的なデータの交換などに向けて、絶えざる調査と真の協力が必要だと強調されました。

モンゴルのハドフーさんは、モンゴルは経済的にも地理的にも協力できる範囲は限られているが、資源と労働力の提供に貢献できる、と協力を表明されました。

これに対して、国内パネリストからはまず、新潟大学の鷺見さんは、基調報告の中で、

開発計画を成功させられるかどうかの鍵は資金の調達であり、政治的な安定の確保が大前提になる。関係国が市場経済のシステムを身につけていくことが大切だ、とアドバイスされました。

全魚連の長谷川さんは、資源管理水域の設定、国際管理機関の設置が必要であり、それへの手がかりとして、日本海における国際水産資源のあり方について、関係国の漁業研究者による共同研究を提案されました。

金沢経済大学の山村さんは、日本海は依然として重備強化が相互に行われているが、経済をはじめとする国境を超えた地域住民の交流の発展は、緊張のなごりを無意味なものに替えていく上で大きな役割を果たすであろう、と指摘されました。

最後に、名古屋大学の余（とう）さんは、環日本海時代の到来は、歴史的にみると、日清戦争にせよ日露戦争にせよ「環日本海」を舞台にしての展開であり、それから百周年が訪れようとしている今日、日本は再び自己の進路が問われている。しかし、日本自身の問題意識が不足している、と課題の重さを指摘されました。

二日目の本日は、もう一つのテーマである環境問題について討論が行われました。

新潟大学の鷺見さんは、基調報告の中で、

今日、日本海圏において各種の大規模開発構

想が打ち上げられているが、こうした構想が自然の生態系を棄損することなく、進められるかどうか問題であると、社会党の提起した政策に対し手厳しい批判され、日本海を守るために、その受容力を考慮し、身の丈に合った開発を指向する必要があり、海洋生物は政治的境界を知らないことに留意し、日本海を一体のものとして総合管理システムが模索されるべきだ、と指摘されました。

福井県敦賀市の坂田さんは、日本海側地域は「裏日本」と呼ばれ、経済の高度成長の過程で過疎地帯として、原子力発電所の建設を押しつけられた地域であり、今、ブルトニウムの集積地になろうとしている。こうした放射能汚染の危険を回避するためにも、経済発展は必要であり、岡村江開発も含め大きな関心を払っていると、その開発の実現に期待が寄せられました。

石川県魚連の前田さんは、高度成長の過程で漁業社は公害の被害者として、環境汚染の最前線に立たされてきたが準閉鎖海としての日本海は、水産資源の持続的生産を可能にするため、日本海沿岸諸国すべてが参加する管理制度システムを、沿岸地帯での大規模開発による海洋汚染を防止するための相互協力が不可欠であると指摘されました。

富山大学の桂木さんは、環日本海地域は開放・経済開発への動きが大きくなつていてU

NIDO（ユーニード）の大ウラジオストク、自由経済地域構想などに限らず、シベリアの森林開発に及ぼす地球環境全体への影響をも視野に入れなくてはならなくなつてている。社会党はそうした視点で具体的な開発の現場に介入し、ネット・ワークを作り上げていくなど、人間の顔をした開発を実現すべきだ、と提言されました。

高岡法科大学の布施さんは、環日本海圏地域に住む人々のすべては、この地域を運命共同体として認識すべき必要があり、日本海をキー・ワードとして国際協力は国家間の協力にとどまらず、国内政策の分野でも含めた民間レベルの協力が必要であると、国際海洋法条約の成立過程を説明しながら、ECや地中海における海洋污染防治条約を例に、直ちには困難であるしながらも、枠組み条約としての「環日本海環境保護条約」の締結が必要であると、まとめられました。

続いて松前仰・日本社会党政策審議会副会長から、日本海の環境を守り、平和で繁栄した「われらの海」とするための「環日本海環境宣言」が提案され、その趣旨が説明されました。この宣言は満場の拍手で採択されました。

本当にありがとうございました。

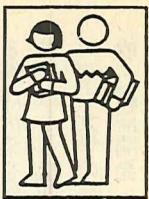
最後になりましたが、今回の「環日本海社会党フォーラム・金沢」を開催するに当たりまして、ご多忙にもかかわらず、私たち社会党の招待を快く引き受けいただいた各国のゲストの皆さん、関係各自治体の皆さん、日本社会党の一六道府県の皆さん、そしてこのフォーラムの成功のため、約一〇カ月にもわたって、言葉に尽くせないご努力をされた池田委員長をはじめとする地元石川県本部の関係者の皆さん、同時通訳の皆さん、そして会場を提供していただいた金沢東急ホテルと、このフォーラムを影で暖かく支えてくださった従業員の皆様に、改めて深甚な感謝の言葉を述べて、このフォーラムのまとめとさせていただきたいと思います。

一日間にわたる熱心な討論を通して、私たちが学びましたことは、環日本海協力は論議の段階から、実行の段階に入ったという思い

資

料

一九九一・一一・三



石綿製品の規制等に 関する法律案要綱（案）

外の物により代替することが著しく困難である石綿製品として政令で定めるものであること。

三 厚生大臣が保健衛生上の見地から「石綿製品」として定める当該石綿製品に係る石綿の発散の防止に関する基準に適合するものであること。

2 厚生大臣は、1の二の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、石綿健康被害防止対策審議会の意見を聽かなければならぬこと。

第一 目的

この法律は、石綿が使用されている製品（以下「石綿製品」という。）の製造等について保健衛生上の見地から必要な規制等を行うことにより、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とすること。

第二 製造等の制限

1 何人も、次に掲げる要件のいずれにも適合する「石綿製品以外の石綿製品」を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は提供してはならないこと。ただし、試験研究のため石綿製品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は提供するときは、この限りでないこと。

1 当該石綿製品に使用されている石綿がクリソタイルのみであること。

2 耐圧性、耐熱性又は耐腐食性が要求されることにより特に石綿が使用されているジョイントシート及びグランドパッキンその他の石綿製品であつて当該石綿製品に使用されている石綿を石綿以

3 厚生大臣は、1の二の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、石綿健康被害防止対策審議会の意見を聞くとともに、当該石綿製品についての主務大臣に協議しなければならないこと。

4 厚生大臣は、1の二の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならないこと。

第三 回収命令等

厚生大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長とする。第六一において同じ。）は、石綿製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二一に掲げる要件の全部又は一部に適合しない石綿製品を販売し、授与し、又は提供したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該石綿製品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。



第四 指針

1 主務大臣は、石綿製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者、業として石綿製品を使用する者その他の業として石綿又は石綿製品を取り扱う者（以下「取扱事業者」という。）が行うべき石綿の発散を防止するための措置、石綿製品に係る石綿に代替する物質の利用に関する措置その他の石綿による健康被害を防止するための措置に関する指針を定めるものとすること。

2 主務大臣は、1の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、石綿健康被害防止対策審議会の意見を聽かなければならぬこと。

3 主務大臣は、1の指針のうち労働衛生安全法による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見を聞くものとすること。

4 主務大臣は、1の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

第五 劝告

主務大臣は、取扱事業者の石綿による健康被害を防止するための措置が第四1の指針に照らして不十分であると認めるときは、当該取扱事業者に対し、石綿による健康被害の防止に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第六 立入検査等

1 厚生大臣、主務大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、取扱事業者に対し、必要な報告させ、又はその職員に、当該取扱事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該取扱事業者が取り扱う石綿若しくは石綿製品を収去させることができること。

2

1の規定により立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこと。

3 1の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。

第七 国庫補助

国は、地方公共団体その他の者が、学校教育法第一条に規定する学校、医療法第一条の二第一項に規定する病院、身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームその他これらに類する政令で定める施設に係る石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するために必要な工事を行う場合には、その者に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができること。

第八 資金の融通

国は、地方公共団体が、公用または公共の用に供する施設に係る石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するために必要な工事を行う場合には、当該地方公共団体に対し、これに必要な資金の融通に努めるものとすること。

第九 国の援助

国は、石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するために必要な工事、石綿に代替する物質の開発及び利用並びに石綿製品が廃棄物となつた場合における適正な処理を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとすること。

第十 研究の推進等

国は、石綿による健康被害及びその防止に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとすること。

第十一 石綿健康被害防止対策審議会

1 厚生省に、石綿健康被害防止対策審議会（以下「審議会」という）。

を置くこと。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項及び石綿による健康被害を防止するための施策に関する基本的事項を調査審議するほか、内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項について調査審議するこ

と。

3 審議会は、2に規定する事項に關し、内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十人以内で組織すること。

5 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命すること。

6 審議会の委員は、非常勤とすること。

7 1から6までに定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定めること。

第十一 主務大臣

第四、第五又は第六-1における主務大臣は、厚生大臣及び取扱事業者の行う事業を所管する大臣とすること。

第十三 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができること。

第十四 罰則

1 次のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科すること。

一 第二-1の規定による命令に違反した者

二 第三の規定による命令に違反した者

2 第六-1の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六

1の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六-1の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処すること。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、1又は2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しそれぞれ1又は2の罰金刑を科すること。

第十五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二-1、第三、第十 四-1及び第十六の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日から施行すること。

第十六 経過措置

第十五ただし書に掲げる規定の施行前に製造し、又は輸入された石綿製品の販売、授与又は提供については、第二-1の規定は、適用しないこと。

第十七 関係法律の改正

建築基準法及び厚生省設置法について、所要の改正を行うこと。

一九九一・一二・三

精神保健法見直しに 関する申し入れ

本年は「国連・障害者の十年」の最終年に当たり、この間、世界各国に置いて障害者の「完全参加と平等」に向けた積極的な努力が払わ

れてきました。精神障害の分野においても国連の「精神病者の擁護と精神保健ケアの改善のための原則」の決議にみられるように精神障害者的人権と自立の向上に関する国際社会の取り組みは大きな前進を示しております。かかる状況の中で、わが国の精神障害者行政の国際的な立ち遅れがいっそう目立っています。

一九八七年に行われた精神保健法の前回の改正は、任意入院制度の導入と社会復帰施設の規定等を新しく設けることにより精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進への端緒を印すものであります。しかし、国会修正として「五年を日途に、法の施行状況を検討し必要な措置を講じる」との見通しが設けられたところであります。

この五年間の法の施行状況を見れば、社会復帰施設の整備が低調であることに端的に表われているように、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進という前回改正の趣旨からすればまったく不十分であると言わざるを得ません。

以上のような経緯と国際的な動向を踏まえ、政府は速やかに法の見直しに取組み、次期通常国会に法改正案を提出すべきであると考えます。

われわれは、地域ケアの飛躍的な充実、総合的な福祉サービスの強化、さらには精神保健医療及び福祉に係る公的な財政支出の増大等を見直しの基本的な立脚点とすべきであると考えます。この観点にたつ見直しの重点項目として、社会復帰施設の抜本的な拡充整備、適切な精神障害者の定義、家族に過重な負担を強いる保護義務者制度の洗い直し、精神医療審査会の改革、大都市特例の実現等が含まれるべきであります。

なお、これらについての具体的な提案については別途改めて申し入れることを付言しておきます。

右申し入れます。

一九九二年十一月三日

日本社会党 福祉・人権政策調査会

精神保健法検討小委員会

委員長 綱 岡 雄

厚生大臣 山 下 徳 夫 殿

一九九二・一一・九

精神保健法改正に関する申し入れ

さる三日、精神保健法見直しに関するわれわれの基本的な要求を大臣に申し入れたところであります。これに沿って、以下のように法改正および関連施策の改善についての具体的な提案を行います。政府がこの提案を踏まえ積極的な措置を講ぜられるよう申し入れます。

一 精神障害者の定義について

- (1) 精神障害者に関する現在の定義を改め、世界保健機構（WHO）の国際疾病分類（ICD）に従った適切な規定とすること（状態像の定義）。
- (2) 「精神病質者」は不適当な概念であり削除すること。

二 保健義務者制度について
(1) 家族による保護ではなく公的保護を原則とすべきである。この

意味から保健義務者制度を原則廃止すること。

- (2) 当面、家族の能力を超える条項を削除すること（第22条の自傷他害防止義務及び第41条の退院者の引取義務）。これに関連し市町村による代替措置を講じること。

三 社会復帰施設について

病院から家庭への中間施設としてではなく、居住し生活する場として社会復帰施設を位置づけるべきである。この考えにたって、

- (1) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設等の社会復帰施設を将来的に市町村単位に設置することを展望しつつ、当面、都道府県および政令指定都市の必置義務とすること。また、これら施設を第一種社会福祉事業とすること。

- (2) 小規模作業所、グループホーム等を法定施設とし、長期在院患者の退院促進を図ること。

- (3) 社会復帰施設の設置者の加重負担となっている運営費の設置者負担を解消するとともに、小規模作業所等への国の補助を拡大すること。

四 精神医療審査会について

- (1) 精神医療審査会を行政から完全に独立した第三者機関とし、独立の事務局と予算をもつよう改めること。
- (2) 審査会の構成を医師、法律家に加えて保健婦、看護婦等相談と援助を担うもの並びに当事者も参加できるよう改めること。
- (3) 公衆衛生審議会精神保健部会に家族、法律家等の代表を参加させること。

五 入院および診療について

- (1) 任意入院を拡大し、開放処遇を原則とするなどを法に明記する

こと。

(2) 「国連原則の11」に基づき、患者の治療におけるインフォームド・コンセントを明記し、また、同「原則13」に基づき病院内の行動制限規定を廃止すること。

- (3) 他科診療を阻害する施設外収容禁止規定（48条）は削除すること。

- 六 ヒューマンパワーについて
(1) 救急診療など外来診療体制を強化するため総合病院に精神科または神経科を必置とすること（医療法関連）。

- (2) ヒューマンパワーについて、精神病院における職員配置基準の特例を廃止することによって、精神病院における職員配置基準の特例を廃止すること（医療法関連）。

- (2) 入院者の社会復帰を促進するための相談と援助を強めるための精神科ソーシャル・ワーカー（P.S.W）及び臨床心理士（C.P）の身分資格制度を確立するとともに、養成体制の充実を図ること。

七 大都市特例について

将来における市町村への権限委譲を展望しつつ、当面、大都市（政令指定都市）にあっては現在都道府県（知事）に属する権限を行えるようになると。

八 見直し規定について

日本の精神保健行政が先進諸国と比較して大幅に立ち遅れている現状に鑑み、継続的に法律を見直し、改正していくという政策手法がきわめて重要である。この意味で、改正案のなかに五年後の見直し規定をさらに新しく設けること。

一九九二年十一月九日

日本社会党

福祉・人権政策調査会
精神保健法検討小委員会

委員長 網岡 雄

厚生大臣

山下徳夫 殿

一九九二・一一・一四

コメ市場開放阻止に 関する申し入れ

日本社会党中央本部

執行委員長 田辺 誠

コメの市場開放阻止・

農業再建闘争本部長

伊藤 茂

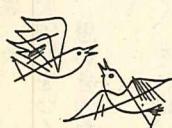
一九九二年一一月一四日

重大な影響を及ぼすことは必至である。また、ポストハーベスト農薬などに汚染された食料品が輸入されることにより、人体に極めて有害な食品が食卓に並ぶことも懸念されている。さらには、わが国の食料自給率の低下による農産物輸入の増大が、途上国のさらなる飢餓と貧困、環境破壊をもたらすことは明らかである。

以上のことから、政府はガット・ウルグアイラウンド農業交渉の場で食糧輸入国の立場から、コメの市場開放阻止、農産物の輸入制限等の継続・強化、自國農業保護の権利を主張すると共に、飢餓・貧困に苦しむ途上国の経済的・社会的発展を考慮した新しい自由貿易のルールづくりを主張するよう重ねて強く申し入れる。

ガット農業交渉をめぐる情勢は、先月のアメリカ・EC間の農業交渉「合意」以降、大きく変動しており、「コメの例外なき関税化は避けられない」というマスコミキャンペーンは全国の農業者に深い絶望感を与えてきた。これに対し総理は、先の臨時国会における本会議答弁や予算委員会の場で繰り返しガット農業交渉には従来方針で臨むことを強調された。ところが一昨日の記者会見で、総理がコメの関税化受け入れも同然の考えを表明し、政府の方針転換はもはや決定的という報道が一斉になされるにいたり、全国の農業者の不安と怒りはいまや頂点に達している。我々はこのような総理の発言に強く抗議するものである。

関税化の受け入れによるコメ等の農産物の市場開放が、わが国農業者に将来展望を失わせ、農業・農村の崩壊に拍車がかかり地域経済に



自民党の地価税廃止の策動に 強く抗議する

日本社会党シャドーキャビネット委員長

財政委員長 伊藤茂

権型社会を創造するためには、地価を一層低下させることが何よりも肝要であるということで国民的合意がなされたはずであった。私たちが求める生活良質社会（宮沢首相のいう生活大国）をつくるための前提条件は、一層の地価の下落を図るとともに、思いきった土地の公的利用を拡大するしかないことは疑いをいれない。

地価を下げるためには、保有コストを上げるしかなく、それは、税とくにインセンティブを政策的に使うことが有効で、かつ合理的であることは、論をまたないところである。

本日の各新聞朝刊によれば、自民党は、来年度以降の党税調において、地価税を廃止させる策動を開始したとの報道がなされている。

私たちは、自民党のこの定見のなさに呆れ驚くほかないが、より重要なことは、自民党の不動産業界や建設業界等一部業界の個別利害を重視する反面、国民の生活を一顧だにしないという体质が如実に現わされたということであり、自民党の、国民の地価を下げてほしいという要求に背を向けた反国民的な姿勢に厳しい批判を下すものである。

バブルの象徴は、土地価格の異常な高騰であり、土地を投機の対象にし、高騰した土地を担保に借金をし、この借金をもとに土地や株に再投資するという不合理な投機的行為が、今日的な戦後未曾有の資産デフレ不況をもたらし、国民生活に多大な犠牲を強いようとしていることは衆知の事実である。

土地の異常な高騰は、都市圏に住む働き盛りの世代からマイホームの夢を奪い、長時間の通勤を強いているばかりか、道路・公園等の社会的インフラ整備を困難にし、各種福祉施設の増強などを不可能にして、高齢化社会に向かう日本の近未来を暗澹たるものにしていく。

さらに加えて、都市圏の土地保有が低コストであることが一極集中を助長しているというのも紛れもない事実である。私たちが、調和のとれた国土利用、多極分散型社会を実現し、多様な価値観のもとに分

一九九二年一一月一六日

戦後補償問題の解決に向けた

予算拡充に関する申し入れ

※※※※※※※※※※
六、平和祈念事業特別基金法の対象者を内地・外地、軍人・軍属を問わず、在職一年以上の者とし、年齢制限を撤廃するとともに、遺族を対象に含めるものとすること。

七、原爆被爆者援護法制定をめざすとともに、一般戦災犠牲者の実態に関する調査を行うこと。

八、国会として戦後補償調査特別委員会（仮称）を両院に設置し、共同して調査に当たろうという社会党などの考えに対し、政府としても積極的に協力すること。

記

一九九二年一二月二二日

以上

めること。

日本社会党中央執行委員会
委員長 田辺 誠

内閣総理大臣
宮沢喜一 殿



プルトニウムと核燃料サイクルに関する政策

日本社会党政策審議会
科学技術政策調査会

(1) プルトニウム利用に関する問題

1.

「原爆一〇〇個分」（一トン）のプルトニウムが地球を半周し、

今後一〇年間に三〇トンも輸送するという計画が世界の注目を集め、「核縮小時代に逆行する核拡散」の懸念を募らせていく。プルトニウムの大規模輸送は、その商業利用に避けられない深刻な問題をあらためてクローズアップすることによって、プルトニウム利用社会へ突き進むことの可否を問うている。

2.

あかつき丸の運行については、「万が一、事故が起これば周辺国のみならず、人類に対し大きな損害を与えるかねない」と、チリ大統領が懸念を表明したのをはじめ、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、南太平洋フォラム参加十五カ国（オーストラリア、ニュージーランドほか）等々

多くの諸国が反対を表明している。アメリカ西部地区知事会（ハワイ州ほか）をはじめ、種々の会議や団体の懸念表明や反対決議は枚挙にいとまがない。

3.

プルトニウムは約八kgあれば容易に原爆が造れるだけでなく、主成分のPu239は半減期が二万四千年ときわめて長い、しかも猛毒物質である。動物実験ではマイクログラム（百万分の一グラム）レベル

の目に見えないほどの微粒子でも肺癌を生じさせることが知られている。一方では輸送容器や輸送手段に万全な安全性を確保することは事実上不可能であるばかりでなく、各地で大量に使用することになると、人の職場や環境中に飛散するなんらかの事故はさけがたいこととなる。

4. 政府によれば再処理の経費は使用済み核燃料一トンあたり一億五千万円である。使用済み核燃料一トンに含まれる核分裂性プルトニウムは五六kgであり、プルトニウム一kgを抽出するには四〇〇〇万円から五〇〇〇万円をかけている。低濃縮ウランの価格は高くて一kg一八万円程度で、これを核分裂性のウラン二三五だけの価格として計算しても一kg五〇〇万円程度にしかならない。ウランよりもプルトニウムの方が、同じエネルギーを造りだすために一〇倍のコストがかかるということになる。これに燃料加工費の格差、プルトニウム特有の運搬船と迂回行路と護衛船経費など輸送費用の格差を加えると、プルトニウム価格はウラン価格の数百倍となる。

5. 当面は主として混合燃料（MOX）に加工して、軽水炉で二〇一〇年までに五〇トンも使用しようという計画である。しかしこれはウラン燃料よりもはるかに高くつくことになり、発電コストを引上げ、電気料金のさらなる値上げにつながることとなる。

6. 結局は利用の拡大が計画どおり進まず、日本にプルトニウムが過剰に蓄積されることは目に見えている。そのことがアジア諸国民をはじめ世界の国々に日本の「原子力大国化」さらには「軍事大国化」と核拡散への懸念を抱かせ、アジアと世界の緊張を高める要因になろうとしている。

7. フランスから来るプルトニウムは、組成から見て日本の使用済み核燃料に含まれていたものではなく、もつと燃焼度の高いものから抽出されたものであることが判明した。「返還プルトニウム」ではなく、形式的にばかりか実質的にもプルトニウムの輸入であること

になる。比較的燃焼度の低い日本の使用済み核燃料から抽出されたプルトニウムは、核分裂性のPu239やPu241の含有率が高いので、別の国にもって行かれて核兵器の原料にされる恐れすらあるのである。

8. プルトニウムの大量貯蔵と大量利用とともに、「核ジャック防

止」を名目として資料の公開はいよいよ狭められてしまうことは目に見えている。原子力基本法の自主・民主・公開の原則はますます空洞化され、情報公開は軽視され、民主主義の健全な発展は阻害されてしまう。

(2) 世界の動向

1. 社会党はすでに『原発なき日本への提言』（一九八九年一二月 中間報告）で次のように指摘している。「西ドイツではバッカースドルフに着工していた使用済み核燃料再処理工場の建設が中止され、オーストリア、スウェーデン、イタリアはもとより、イギリスのサッチャー政権も高速増殖炉の開発計画見送りを決めたため、フランスの『スーパーフェニックス-1』の失敗とあいまって、国際協力による「スーパーフェニックス-2」の建設計画は完全に破綻した。

アメリカでは高速増殖炉の開発はすでに一九八三年に中止されている。危険性が余りにも大きい上に、建設費も、再処理費を含めた発電コストも、後述の軽水炉に比べてさえ何倍にもなることが判明したからである。増殖炉が破産すれば、再処理も意味を失う。こうしてウランの主成分を利用する核燃サイクルの展望は失われた。

2. 近年この流れはいっそう進んでいる。フランスの「スーパーフェニックス」は、もはや運転再開は不可能になっている。ドイツでは数千億円をかけて九一年には完成していった高速増殖炉実験炉の運転を断念している。九三年から研究技術省は高速増殖炉に関する開発、研究、建設、運転などの予算を一切出さないことに決定した。イギ

(3) 現在の社会党の政策

社会党は次のような政策と方針を定めている。「新しい原発や放射性廃棄物の処理処分施設の建設を認めず、一日も早く『原発なき日本』をめざす」。「すでに発生してしまっている放射性廃棄物、使用済み核燃料やこれから続々と生まれる廃炉等は、外部に持ち出すことなく、発生者の責任において原則として原発敷地内に管理保管するものとします」。「高速増殖炉『もんじゅ』、軽水炉ブルサーマル運転、六ヶ所村・核燃料サイクル施設、幌延・高レベル放射性廃棄物貯蔵施設の建設、返還プルトニウムの危険な海上輸送に反対します」。

なお『地球にやさしいクリーンエネルギー政策』——もう一つの総合エネルギー政策——については、別に策定中（一九九三年二月完成予定）である。

(4) プルトニウムと再処理施設について

最近の国際的な動向を見ると、以上のわが党の政策は、すぐれた先見性に基づいたものであることが諸外国において実証されているのであって、基本的に変更する必要は少しもない。もう少し具体化すると次の通りである。

1. 高速増殖炉について

日本でも小型の原型炉「もんじゅ」でさえ次々に問題が続発して、試運転開始は何度も延期せざるを得なくなっている。まして大型の実証炉建設を強行しても、「スーパーフェニックス」と同様な運命をたどることは目に見えている。原子力船「むつ」は一千億円を超える予算を、何の得るところもないまま浪費してしまったが、高速

リスは原型炉を九四年に停止することを発表し、さらにフランス、ドイツなどと共にで進めている歐州高速炉（EPR）計画から撤退する」とを表明した。社会党の分析と予測の正しさを証明している。

増殖炉の開発をあくまでも推進すれば、一〇兆円規模の予算を無駄に費やす恐れだけでなく、地球的大規模の極めて大きな危険をもたらす恐れすらある。「むつ」のようなこだわりと失敗を繰り返すことなく、世界の貴重な経験を教訓として、日本も高速増殖炉の開発は、つなぎとしての無意味で高価な新型転換炉の開発とともに中止すべきである。

2. プルトニウムの利用と貯蔵について

高速増殖炉等の開発を中止するとすれば、プルトニウムの利用は軽水炉でのウランとの混焼しかない。しかしこれはもともとウラン燃料用に設計されている軽水炉の運転をそれだけ危険にするだけでなく、わざわざ発電コストを大幅に上げてしまうこととなり、無意味である。またプルトニウムの貯蔵が増加するのは、内外における核兵器への転用が国際的にそれだけ懸念されるところとなる。従つてプルトニウムの利用や大量貯蔵計画は中止すべきである。

3. 使用済み核燃料の再処理について

核燃料はアメリカ等のようにワンスルーとして、多量の放射性ガスを放散することになる使用済み核燃料の再処理はしない方がベターである。従つてイギリスやフランスへの再処理の委託も、青森県における再処理工場の建設計画もいさぎよく中止すべきである。使用済み核燃料は、発生者責任において発電所敷地内で、自治体や住民の監視も保証して、外に漏れ出すことのないよう厳重に管理保管するものとすべきである。

4. 放射性廃棄物について

低・中・高レベルの放射性廃棄物についても、外に持ち出して安易に地中に埋設処分してしまうのではなく、あくまでも発生者責任において、敷地内で同様に厳重に管理保管するのがベターである。地中への埋設処分は、必ず後世に迷惑や被害をもたらすことになり、将来の子孫に対して責任ある方法ではない。これらの増加が、いか

んともしがたい状態をもたらす以前に、脱原発を実現しなくてはならない。

5. すでに抽出されたプルトニウムについて

遠距離の輸送によって多くの諸国民に危険をもたらしたり迷惑をかけてはならない。すでにフランス等で再処理され抽出されてしまったプルトニウムについては、日本に輸入・遠距離輸送することなく、現地でIAEAを中心とした国際的な管理保管に移行するのがよい（保管費用は日本が負担）。組成から見て日本製ではなく外国製のものがまざっていることからみても、その方が合理的である。ロシア等々から出る解体核兵器からのプルトニウムについても、IAEAによる国際的な管理保管に移すべきであろう。

一九九三・一・一

エステ・トラブル防止のための立法提案について

日本社会党政策審議会

会長 早川 勝

近年、エステティック、学習塾、家庭教師の派遣、外国语会話教室、資格取得講座、結婚情報サービス等のいわゆる「ニュー・サービス」をめぐる消費者トラブルが多発している。その概要は、①業者側の悪質または過当勧誘により契約した消費者が、業者側の事前説明と事実が異なることを知つて中途解約しようとしても、業者側がこれに応じなかつたり、高額の違約金を請求する、②この種の取引の多くはクレ

ジット契約を利用しているため、業者が倒産して役務が提供されなくともクレジット会社からの請求が残る、というもので、特に後者のクレジットがらみのトラブルがバブル経済の破綻以降、全国各地で急増している。

いわゆるサービス会社の到来により、今後こうした新たな非定型のサービス産業はいつそう増大することが予想され、従来の物の売買を念頭においていた消費者保護法制の見直しや拡充が急務となっている。その中心課題は、継続的かつ非定型なサービス取引契約におけるリスクを事業者と消費者が公平に負担するための「中途解約権」を法定することであると考える。

これらを踏まえ社会党は、エステ・学習塾等の継続的サービス取引契約をめぐる消費者被害を防止するため、以下のようない立法提案を行

1. 割賦販売法の改正

一九八八年に改正された訪問販売法では、トラブルの実態に応じて規制対象が指定商品だけでなく指定権利・指定役務にも拡大されたが、割賦販売法では指定商品のみが適用対象となっている。役務について

同法の適用がない結果、業者の倒産等により契約通りの役務提供が受けられない場合でも消費者はクレジット会社に対しても法律上支払いを拒むことができないのが現状（通産省は昨年一〇月の通達で、業者倒産の場合にはクレジット会社が自主的に請求を中止するよう指導）。

このため、割賦販売法第二条を改正し、「割賦販売」、「割賦購入あせん」等の定義で「指定商品」に加え、「指定権利」、「指定役務」を追加することにより、クレジット会社に対する抗弁権の接続を法律上担保することが必要である。

2. 継続的役務取引契約適正化法案

エステティックや学習塾などの継続的なサービス取引は、その質や内容の評価に主観的因素が多分に含まれることが本来的に避けられな

いため、もともと代金一括前払い契約にはなじみにくいものである（従来の理・美容業等のサービス取引は通常一回ごとの後払い）し、また、契約期間が数年間など長期にわたって継続する場合には、業者側や消費者側に各種の状況変化が生じるのが普通であることから、前述の通り法定「中途解約権」の導入を柱とし、さらに契約の透明性を確保するための各種の規制措置を含めた「継続的役務取引契約適正化法」（仮称）を制定する必要がある。

① 規制対象——継続的役務取引契約とは、政令で定める期間もしくは回数を超えて、政令で指定した役務・権利を提供する契約をいうものとする。具体的には、当面、エステティック、学習塾、家庭教育派遣、外国语学校等のトラブルが多発する業態で、例えば一か月もしくは四回を超える契約に限定するのが適当である。

② 規制内容——前払い代金の保全措置、書面交付義務、虚偽・誇大広告等の禁止、不当な勧誘の禁止、クーリングオフの拡充、中途解約権の導入、違約金・損害賠償特約の制限、行政監督権限の拡充、罰則等。



「政策の焦点」

「政治改革」関連成立事項

小野鉄雄

1. 収賄罪での禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を受けた者は、公民権を停止する。
2. 選挙運動期間

1. 指定都市の長 一四日（現行一五日）
2. 都道府県知事 一七日（現行二〇日）
3. 供託金 一四日（現行一五日）

佐川事件の解明と腐敗防止など政治の改革

こそが前国会に対する国民の期待であったが、

第一二五国会を通過した公選法、政治資金規正法、（政治改革協議会合意二一項目）では

極めて不十分であり、期待とは程遠いもので

ある。

わが党は、この合意が専ら「当面改革」

「出来るところから」とする自民党の側の都

合によるものであり、来るべき通常国会では、

何としても国民の期待に応える抜本改革を実

現し、政治の蘇生を記さなければならぬ。

そのためには、わが党案を軸とした政治資金規正法、公選法の抜本改正、政治倫理法、政党交付金法の制定などを断行しなければならないと考える。

しかしながら、ここでは合意をもとに改正

された内容について整理してみることにした。

なお、わが党的政治改革の抜本案は一二五国会に提出し、継続審議になつてゐる。（「政策資料」No.316. 1953年1月号に掲載）また、いわゆる、二一項目は法律等でまとめたため、数はあわない。

一、公職選挙法の一部改正

- 1. 衆議院議員 三百萬円（現行二百万円）
- 2. 參議院議員（比例代表選出） 六百万円（現行四百万円）
- 3. 參議院議員（選挙区選出） 三百万円（現行二百万円）
- 4. 都道府県会議員 六〇万円（現行四〇万円）
- 5. 都道府県知事 三百万円（現行二百万円）
- 6. 指定都市議員 五〇万円（現行三〇万円）
- 7. 指定都市の長 二四〇万円（現行一一〇万円）
- 8. 指定都市以外の議員 三〇万円（現行二〇万円）
- 9. 町村長 百万円（現行五〇万円）
- 10. 選挙公営（国政選挙）

・選挙運動用通常葉書作成の公営

・選挙事務所表示用立札・看板、個人演説

会用立札・看板作成の公営

・選挙運動用自動車の立札・看板作成の公営

会用立札・看板作成の公営

5. 選挙公営（自治体選挙）

・選挙運動用通常葉書の無料交付

・選挙運動用自動車の公営（町村の議員、長を除く。条例による。）

・選挙運動用ポスター作成の公営（町村の議員、長を除く。条例による。）

6. 政治活動のためのポスターで候補者の氏名が類推されるものは、掲示責任者、印刷所の氏名、住所を記載しなければならない。

7. 報酬支給者の数の引上げ

五〇人（現行三〇人）

8. 当選人にかかる刑事裁判の迅速化

（百日裁判）

第一回の公判期日は、三〇日以内、控訴

審にあっては五〇日以内、第二回以降の公

判期日は、七日間に一回以上

9. 一件一万円以下の選挙運動費用は収支報

告に記載しなくてもよい。

（現行五千円）

二、政治資金規正法の一部改正

わが党の政治資金規制にたいする考え方には、

企業からの献金禁止、指定団体の制限、寄附の公開基準の引下げ、政治資金規正法違反者に対する罰則強化等であるが、いずれも自民党の反対で実現しなかった。改正点は次のとおりである。

6. 罰則強化として量的制限違反者の刑に禁錮刑を付けくわえる。

7. 公務員は寄付、政治資金パーティー券の販売に関して、その地位を利用して関与してはならない。

三、国會議員の資産等の公開に関する法律

この法律は、国會議員の資産の状況を国民の監視の下におくため、資産を公開するものであるが、収入、同居の親族などが含まれておらず、また、虚偽記載に対する罰則もなく、政治家の政治倫理問題に関し有効性に欠けるものである。法律の内容は次のとおり。

1. 資産報告書の提出 土地・建物・預金、貯金、郵便貯金・有価証券・美術工芸品（百万円を超えるもの）等

2. 所得報告書の提出

3. 報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問に就いている場合関連会社の報告書の提出

4. 都道府県、指定都市の議員、都道府県知事、市町村長の資産公開（平成七年一二月三一日までに、条例を定める）

四、衆議院政治倫理審査会規程の改正

5. 寄附に関する制限の規定に違反した場合、これを没収、追徴する。

政治倫理審査会は、ロッキード疑惑などの

贈収賄事件により、八五年に設置されたが「申し立て要件」、「審査の開始要件」など

がきびしかったため、審査会は一度も開かれなかつた。今回の改正は、開催し、審査する

ことが出来るようになるとであつたが、証人喚問、辞職勧告、公開の問題、国政調査権など、多くの課題を残している。この改正点

は次のとおり。

1. 政治倫理に著しく違反した者も審査の対象とする。

2. 審査の申し立ては、出席議員の過半数とする。(現行は、委員の過半数)

3. 複数の勧告が出来る。

4. 審査会の委員は二五人とする(現行は、一人)

5. 幹事会を設置する。(常任委員会での理事会の性格を持つ)

6. 勧告は出席委員の三分の二以上の議決を要する。(現行は、委員の三分の一)

7. 政治資金についても政治倫理審査会の審査対象とする。

五、行為規範の改正

企業・団体の役職についている議員は、当該企業・団体の名称、役職を議長に届けなければならない。(報酬を得ていないもの)

六、定数是正について

定数是正については合意が得られなかつたが、いわゆる九増一〇減の結果となつた。

減員区 岩手県一区 三人(現行四人)
宮城県一区 三人(現行四人)
東京都八区 二人(現行三人)
長野県三区 三人(現行四人)
三重県一区 三人(現行四人)
和歌山県一区 二人(現行三人)
熊本県一区 四人(現行五人)
大分県一区 二人(現行三人)
宮崎県一区 二人(現行三人)
奄美群島区 鹿児島一区へ
増員区 埼玉県一区 四人(現行三人)
埼玉県二区 五人(現行四人)
埼玉県五区 四人(現行三人)
千葉県四区 五人(現行四人)
神奈川三区 五人(現行四人)
神奈川四区 五人(現行四人)
大阪府五区 五人(現行四人)
広島県一区 四人(現行三人)
福岡県一区 六人(現行五人)

に検討するよう答申している。

衆議院については、政党中心、政策本位の選挙制度を基本に、民意の正確な反映、政権交代可能な制度、選挙民から顔の見える選挙、金のかからない選挙という観点から、比例代表に小選挙区を加味した選挙制度(比例代表小選挙区併用制)の実現をはかる。

(1) 衆議院選挙制度の概要

1. 総定数を五〇〇名とし内三〇〇名を比

例代表定数二〇〇名を小選挙区とする。

2. 小選挙区は人口比例によって各都道府県に分配する。一票の格差は二倍以内とする。

3. 比例代表は全国を一二ブロックに分け、人口比によりブロック別定数を配分する。

4. 投票は一人が一票投票し、第一票は比例代表出政党等を投票する。第二票は小選挙区の候補者氏名を投票する。

5. 総定数のうち、各ブロック毎の定数を比例代表の政党得票数によって議席配分し、各政党が獲得した議席のうち、小選挙区で当選した者を優先的に当選者として、残りの議席は名簿登載の順位による。

6. 小選挙区立候補者は、名簿登載者によることができるものとする。

(2) 参議院及び自治体の選挙制度についても引き続き検討を進めるものとする。

(おの・てつお 政策審議会書記)

なお、わが党は「政治改革・政治腐敗防止プロジェクト」内に衆議院比例代表検討小委員会を設置し、政権交代可能な政治システムの確立のため、以下のような選挙制度を中心

一九九二年度総目次一覧表

▼一月（304号）

卷頭言 水田稔

特集

国際平和協力問題関係

- 国際平和協力法案についての提案理由説明（衆）
- 国際平和協力活動等に関する法律案要綱（衆）
- 国際平和協力活動等に関する法律案（参）
- 国際緊急援助活動等に関する法律案要綱（衆）

資料

- * 「廃棄物利用発電促進法案（ごみ発電法案）」の提出に当たって（シャドーキャビネット・経済委）
- * 申し入れ（核燃料サイクル施設について）
- * 「日本の戦後責任と従軍慰安婦問題」に関する私たちの提案（シャドーキャビネット・総合福祉委）
- * 談話（シャドーキャビネット・自治環境委員会）
- * 渡良瀬遊水池の調査を終えて（渡良瀬遊水池調査団）
- * 社会の介護力を高めるためのとりくみについて
- * 国旗・国歌観についての投書・質問に答える（シャドーキャビネット・文化教育委）

* 1991年度総目次一覧表

28 26 25 24 23 21 20 16 12 7 4 2 1

▼二月（305号）

卷頭言 佐藤三吾

特集I 一九九二年度予算編成について

- 一九九二年度予算編成に臨む基本方針
- 党首会談に当たっての提案

- 一九九二年度地方行財政運営等に関する申し入れ・建設省関係・国土庁関係・農林水産庁関係
- 一九九二年度政府予算大綱原案について（談話）
- 一九九二年度政府予算案について（談話）

特集II 国際平和協力問題関係

- PKO法案を廃案にする闘い
- 国会審議の焦点について
- その他付属資料

資料

- * 新行革審「豊かな暮らし部会」第2次報告に対するコメント
- * コメ市場開放阻止に関する申し入れ
- * 談話（コメ市場開放阻止農業再建闘争本部）
- * 申し入れ書（皮革・革靴の関税割当制度見直しについて）
- * 自衛隊の「再編・統合・縮小等」に関する申し入れ

48 47 45 45 45

29 26 22

20 19 11 10 2

1

* 都市計画中央審議会答申に対する意見書

* 都市計画中央審議会答申に対する談話

* 「地域農業振興法案」「中山間地域農業振興特別措置に関する法律案」「青年農業者就農助成に関する法律案」について・法律大綱（案）

* 地域に開かれた施設で個別ケアの確立を

* 「子ども読書年」の制定を提唱する

* 地球環境年に向けて

▼三月（306号）

卷頭言 松前 仰

〈特集〉 一九九二年度政府予算案の内容と問題点

第一部 総論

一九九二年度政府予算案の分析と批判

第二部 各論

各省庁予算の主要な内容と問題点

第三部 地方財政

一九九二年度地方財政対策の内容と問題点

〈資料〉

* 日米首脳会談について（談話）

* 衆議院本会議代表質問（一二三国会、委員長）

* 談話（参院奈良補選結果について）

70 64 63

52

11 2

1

64 63 61 51

50 49

▼四月（307号）

卷頭言 新盛辰雄

〈特集〉 「共和」「佐川」問題について

- 共和関係事実経過一覧表ほか
- 政治腐敗防止のための緊急提言（第一次案）
- 佐川スキヤンダルの概要と問題点

付属資料

II 一九九二年度政府予算案について

- 一九九二年度政府予算案組み替え要求大綱（日本社会党）
- 平成四年度予算案に対する修正共同要求についての回答（野党四党共同）
- 平成四年度予算案に対する修正共同要求についての回答（自由民主党）

- * パート労働法関係
- * シャドーキャビネット関係（環境科学・農水・自治・経済・安全保障）

* 自民党「小沢調査会」答申に対するコメント

* 談話（環境部会）

* 寒冷地福祉手当支給事業促進法案要綱

57 57 56 46 31 30 27 21 18 7 5 2 1

▼五月（300号）

卷頭言 元信堯

〈資料〉 〔シャドーキャビネット関係〕

- * 都市計画法案等の政府改正案について
- * 「子どもの権利条約」批准の閣議決定について
- * 鉄屑リサイクル推進の協力要請について
- * 南アフリカ共和国の国民投票結果について（談話）

〔その他〕

- * 一九九二年度政府予算案の衆議院通過に当たって（談話）
- * 一九九二年度政府予算案の成立に当たって（談話）
- * 参議院法務委員会における瀬谷発言について
- * カンボジア和平・復興援助について（談話 委員長・長野）
- * 自民党の議席独占を阻止しよう（アピール 中執委・群馬）
- * 談話（委員長・群馬）
- * 離島振興法の改正に当たって（申し入れ）
- * 一九九二年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ
- * 繼承価格決定に関する申し入れ
- * 青年農業者就農援助法案要綱・提案理由説明
- * 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（社会党）の提出について・関連資料
- * 沖縄の抱える諸問題の早期解決促進に関する申し入れ

32 21 20 15 14 13 11 10 8 7 6 6 5 5 4 2 1

▼六月（309号）

卷頭言 温井寛

〈特集〉 I 国際平和協力関係

- 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案の提案理由説明
- 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案要綱
- カンボジア国民の自立支援策について（案）

II 21世紀をひらく新しい政治を

——シャドーキャビネットがめざす
連合政権における政治・政策基調——

〈資料〉

- * 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案提案理由説明
- * 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案に対する修正案の趣旨説明
- * 修正案要綱
- * バーゼル条約関連国内法についての申し入れ
- * 精神障害者に関する重点政策大綱
- * 製造物責任法に関する政策要綱について・政策要綱

38 35 34 30 28 16 9 4 2 1

▼七月（310号）

卷頭言 稲山篤

卷頭言 早川勝

〈特集〉 I カンボジア・PKO関係

- カンボジア調査報告・支援策・PKO・委員長・書記長談話

〈資料〉

〔ゴルフ等会員権問題関係〕

- *会員契約の適正化に関する法律案要綱ほか

〔医療関係〕

- *看護職員確保政策大綱・医療法改正案に対する修正要求

〔シャドーキャビネット関係〕 (4/28~5/28)

- *「新しい農業・農村・食糧政策」に関する申し入れほか

〔政治改革・腐敗防止関係〕

- *野党共同案で政治改革を実現しよう（書記長・長野談話）

〔その他〕

- *地方交付税法の改正にのぞむ態度について（案）
- *輸入農産物の安全性確保に向けて（書記長・福島談話）
- *党声明（中執委）

〈政策の焦点〉

「人間と都市環境」シンポジウムからの政策提言

〔その他〕

- *各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案要綱
- *地球サミット開幕に当たって（談話）

41

40 39 38

34 24 19

13

2

1

▼八月（311号）

卷頭言 早川勝

〈特集〉 I PKO法案関係

- PKO法案等の扱いと院の運営に関する申し入れ
- PKO法案等の強行「採決」に抗議する（談話）
- 談話（参・可決）
- 声明（衆・議員辞職願）
- 声明（衆・強行可決）

○PKO法案Q&A他

II 都市計画法関係

- まちづくりを自治体と住民の手にほか

〈資料〉

〔シャドーキャビネット関係〕 (6/6~7/2)

〔人権フォーラム〕

- *地方分権特例制度等検討小委員会報告について
- *「新しい食糧・農業・農村政策の方向」（新政策）に対する談話

- *一九九三年度予算の概算要求についての提言
- *一九九三年度地方財政対策等に関する要請

〔その他〕

- *各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案要綱
- *地球サミット開幕に当たって（談話）

63 62

61 59 58

57 54

23

7 6 5 4 3 2

1

- * 製造物責任法案の提出について・法案要綱
 - * 「一九九二年産生産者米価等に関する申し入れ
 - * 第一二三通常国会閉会に当たって（談話）
 - * 「一九九三年度予算概算要求基準について（談話）
 - * 「生活大綱五ヵ年計画」について（談話）
 - * 党首会談における宮沢総理への提案と要請
 - * 活力ある中小企業の発展をめざして 委員長（於・鳥取）
 - * 国連改革と日本の貢献 委員長（於・鳥取）
- ▼九月（312号）
- 卷頭言 小野信一
- 参議院選挙公示日に当たって（声明）
- ミュンヘン・サミットについて（談話）
- “政治宣言”について（談話）
- 新しい国民的保養地をつくるために（於・滋賀）
- 第一次緊急経済対策の基本方針（於・栃木）
- 「国際平和協力法」に関する政治公報について（於・岐阜）
- ・関連資料
- 国会を再生・活性化させる三つの緊急提案（於・長崎）
- 家族介護休業法案（仮称）の提案について（於・鳥取）
- ・法律案要綱
- 高齢者ケア集中整備七ヵ年計画の実施を（於・佐賀）
- 「地方分権推進法」制定を提唱する

16	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1	74	73	70	70	69	68	67	63
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

- 「農村総合整備促進法」制定の提唱（於・青森）
 - 地球環境保全基本法案の提唱（於・高知）
 - 国民の直接参加で政治の活性化を（於・札幌）
 - 景気問題に関する四つの緊急提言
 - 農業重建にむけての四つの提言（於・鹿児島）
 - 教育を受ける機会を広げ、親負担を軽減するために（於・奈良）
 - 参院選最終盤に当たって
 - 新しい政治へ－協調と改革（於・仙台）
 - ODAに関する五項目の提言（於・鳥取）
 - 改めてPKO法の問題点を糾す（於・群馬）
 - 自衛隊の海外派遣の是非について賢明な審判を
 - 投票日に当たって・声明
 - 開票結果
- ▼十月（313号）
- 卷頭言 山本正和
- 資料
- ＊「大阪靖国訴訟」控訴審判決について
- ＊党首会談における提案
- ＊人事院勧告について
- ＊参議院選挙の中間総括と当面の基本方針
- ＊中国と韓国の国交樹立について
- ＊中国と韓国の国交樹立にあたって（談話）
- ＊一九九三年度郵政省概算要求に関する申し入れ

12	12	11	5	4	3	2	1	36	34	32	31	29	28	27	26	24	23	21	19	18
----	----	----	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

* 総合経済対策について（談話）

* 談話（共和・佐川問題）

* 一票の格差拡大と定数是正に対する談話

* 政治改革のための緊急提言

* カンボジアにおけるPKOへの参加に関する申し入れ

* 談話（カンボジア）

* 日本・ロシア関係の飛躍的前進をめざして

〔シャドーキャビネット関係〕

* カンボジア復興閣僚会議の結果について

* 一九九二年版「防衛白書」について

* 第二次シャドーキャビネット一覧

政策の焦点

I 高齢者介護政策の基本方向

II 経済白書を読んで

▼十一月（31-4号）

卷頭言

篠崎年子

〈特集〉共和・佐川問題

- 佐川疑惑の初公判について
- 金丸氏の略式起訴に対し抗議する（談話）
- 国民は金丸氏を許さない
- 申し入れ（東京地方検察庁）
- “ （国税庁長官）

5 4 3 3 2 1 31 28 26 24 23 19 19 17 16 16 15 14

〔関連資料〕

〈資料〉

* フランス国民投票の結果について（談話）
* 小粥正巳公取委員長の就任に寄せて

〔シャドーキャビネット関係〕

* シャドーキャビネット発足一周年に当たって

* 学校五日制と教育改革

* 一九九一年産畑作物価格決定に関する申し入れ
* 一九九三年経済・財政改革要綱

政策の焦点

選挙と争点と政策

▼十二月（31-5号）

卷頭言

外口玉子

〈資料〉

◎第一一二回臨時国会

○ 衆議院本会議代表質問 委員長

○ 衆議院本会議代表質問 久保亘

○ 戦後補償問題の解決に向けた実態調査の推進に関する申し入れ

- 国民生活審議会・消費者政策部会報告について（談話）
- 申し入れ（アルトニウム輸送に関する）
- 原子力の日に関する申し入れ

19 17 17 16 8 2 1 46 28 26 25 24 22 22 6

○ブルトニウムに関する申し入れ

○シビリアンコントロールの確立に関する申し入れ

○自動車排ガス規制の推進に関する申し入れ

○当面の経済・財政政策と補正予算に対する基本的見解

○身体の故障等により直接請求における自筆署名ができない有権者への代理署名を認める件についての申し入れ

○モビリティ・ハンディキャップの克服をめざして

政策の焦点

I 社会党の地球環境保全基本法案についての報告

II 防衛予算と過渡期の安全保障政策

30 27 25 24 23 22 21 20

東北アジア

地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして



A5判上製/183頁
定価3300円

第一部 東北アジア地域協力の意義と課題
第二部 なぜ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性／東北アジア地域協力の課題
第三部 世界経済の再編成と東アジアの台頭と課題
システムの不安定性／東アジア化と日本経済海外直接投資の変遷

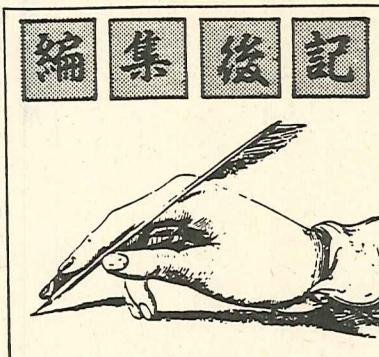
冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア(韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等)の地域協力の重要性を説き明かす労作。

東京都文京区本郷一丁目三番四号(定価はすべて税込)
03-3818-6351 搭乗東京0-1450-05

明石書店

◇高度情報化社会研究懇談会（会長・松前仰衆議院議員）はこのほど、EC（欧州共同体）委員会と日本国際問題研究協会が、今年三月十五日から一九日の間、ドイツのデュッセルドルフで共同して開催する『第二回日本・EC国際会議—グローバル・コンテキストからみた産業の将来』に参加してほしい旨の連絡を受けました。研究懇談会は、社会党政審と電機連合、全電通、全通、日放労、KDD労組、情報労連の六つの組合、さらに増田祐司・東京経済大学教授らの協力を得て八七年以来、政策活動を続けているユニークな「会」です。

◇今回、国際会議への誘いのきっかけになつたのは、九一年一二月に研究懇談会がとりまとめた「報告・やさしく豊かな高度情報化社会への新たな政策課題」が、関係者の目に止まつたということです。EC委員会やEC議会の関係者、さらに主催地として準備を進めるドイツ産業連盟や社会民主党が政権の座にあるノルトライン・ヴェストファーレン州政府からは、日本社会の多様な意見に接することこそ「日欧間の相互理解に新しい橋をかける」ものだ、として研究懇談会の参加に強い期待を寄せて



◇なかでも、研究懇談会の「報告書」を貫く「人間中心の情報化技術の活用」の在り方に関心が高いということです。早速、研究懇談会では、シャドーキャビネットや政審会長とも相談の結果、この『国際会議』に参加する方向で準備に入りました。A四版で二二〇ページの「報告書」を全文英訳し、社会党政審の情報発進する作業にも着手したところです。

◇『国際会議』には、日本側から日本国際問題研究協会の会長である武者小路公秀・元国連大学副学長をはじめ、野口祐・慶應大学名誉教授、進藤栄一・筑波大学教授、増田祐司・東京経済大学教授、通産省、企業、研究所など各界からの参加が予定されています。また、EC委員会やドイツからは、R・ペトレラ博士、W・ウォツベ博士をはじめ、エッセン市長、州政府の大臣、エッセン大学学長、EC議会議員、ドイツ産業連盟など多彩な顔ぶれが参加されます。

◇政府や経済界との関わりもさることながら、社会党政審との議論を積極的に求める『国際会議』の成功のために役割を果たしたい。（あ）

政策資料編集委員会

委員長 日野市朗
編集委員 小野信一
外口玉子
元信堯
山本正和
温井寛
石田武
原好数
野人
渡辺博
浜谷惇
早川幸彦
河野道夫
篠崎年子
川那辺博
篠山篤
松前仰
新盛辰雄

兼事務局長
会計監査

元信堯
菅野久光

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

年間購読料 五一円

普通 四二〇〇円（前納）
郵便振替 東京8-80821

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 2038888

日本社会党政審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

February 1993

No. 317

<Foreword>

SHINMORI Tatsuo,
Vice-Chairman of the Policy-making Board

<Features>

- I. On the government's draft budget of 1993
 - Proposals for the leader's meeting
 - Statement on the 1993 tax reform plan
 - Statement on the draft budget of the government
(on local governments, agriculture and transportation)
- II. On the development and environment of the Kan-Nihon-Kai region
---The SDPJ Forum on the Kan-Nihon-Kai in Kanazawa---

<Documents>

- Policy proposals to prevent the liberalization of the rice market
- Policies on the control of plutonium and the nuclear energy cycle

List of the contents of the 1992 issues of 'Seisaku Shiryo'

<Policy Focus>

Approved laws and regulations for the political reform

政策資料 2月号

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日野市朗

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)